



狭山市地域福祉推進計画

人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち

平成 27 年 3 月
狭山市・狭山市社会福祉協議会



狭山市地域福祉推進計画

人が人を**さ**さえ、みんなに**や**さしい、元気な**ま**ち

平成 27 年 3 月
狭山市・狭山市社会福祉協議会



ごあいさつ

阪神・淡路大震災が発生した平成7年以降、本市は、人口が緩やかに減少局面に転じるとともに、少子化や超高齢化も同時に進行しており、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年には、人口14万8千人余り、高齢化率は30%の大台に達する見込みです。

この間、情報通信技術の劇的な進歩、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、「社会的孤立」や「虐待」という新たな課題も生じています。また、未婚者、単身世帯の割合が増える中、平成23年に発生した東日本大震災を契機として、改めて地域住民が「つながる」、「支え合う」ことについての意識・関心が高まっています。近年では、記録的な大雪が記憶に新しいところですが、巨大地震や噴火等の自然災害の発生が予測される中、日頃からの地域住民が主体となった地域づくりがますます必要と考えています。

特に、地域社会における環境がかつてないほど大きく変化している中、地域コミュニティを支える自治会、地域福祉活動を担う民生委員・児童委員や支部社会福祉協議会のみにより、さまざまな地域課題に対処・解決することは極めて困難であり、こうした地域の要を担う団体とともに、市民一人一人の参加と協働による地域づくりが極めて重要です。

このため、市は社会福祉法人狭山市社会福祉協議会とともに、地域福祉の推進を強力かつ協働して取り組むための「狭山市地域福祉推進計画」を新たに策定しました。

この計画の基本理念は「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」です。私は、この基本理念をもとに、人々が互いに認め合い、思いやり、手を差し伸べることができれば、もっと暮らしやすい、安心して住み続けられるまちになるものと確信しております。

市も社会福祉協議会とともに、本計画に位置づけるさまざまな取り組みを計画的かつ総合的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画策定のため、ご審議をいただいた狭山市地域福祉推進会議委員の皆様をはじめ、地域福祉の推進に関するご提言をいただいた地域福祉関係3部会の部会員の皆様、さらには、地域福祉をともに進める社会福祉協議会、支部社会福祉協議会の皆様、そのほか貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様、関係機関・団体・事業者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

狭山市長 仲川 幸成

ごあいさつ



「ボランティア元年」と呼ばれている平成7年の阪神・淡路大震災は、それまでの特定の人によるボランティア活動から、多くの方がボランティアとして関わるようになりました。その後、平成23年の東日本大震災や近年の記録的な大雪などでは、地域住民による「助け合い」を通して、「つながり」や「支え合い」が大きな関心となりました。

こうした地域住民による「つながり」や「支え合い」、「助け合い」こそが、地域福祉の要であり、また、何気ない「ふだんの 暮らしの しあわせ」こそが、大切なものであると改めて気付いた人も多かったのではないのでしょうか。

地域に暮らす人たちを地域で支えていく「地域福祉」が今、注目を集めています。

近年、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。平成27年だけでも、生活の困窮により自立が困難な人に地域で生活するための支援を行う「生活困窮者自立支援法」の施行、介護保険の要支援認定の人を地域住民等による活動で支えていこうという「介護保険法」の改正、地域の一員としての社会福祉法人のあり方を考える「社会福祉法人改革」等、いずれも「地域」や「地域住民」がキーワードとなる、地域福祉に大きな影響を与える制度の創設や改正が予定されています。

そうした中で、これまでの地域コミュニティの中心的存在である自治会や地域福祉活動を支える民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会とともに、地域で暮らす人一人一人が主体となった地域づくりが重要になっています。

このため、本会は狭山市とともに、地域福祉の推進を強力かつ協働して取り組むための「狭山市地域福祉推進計画」を新たに策定しました。

この計画の基本理念である「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」の実現のため、本会や狭山市だけではなく、地域住民や地域福祉活動団体がそれぞれの役割を担うことで、より暮らしやすい、安心して住み続けられるまちになるものと確信しています。地域福祉の推進のため、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただいた狭山市地域福祉推進会議委員の皆様をはじめ、地域福祉の推進に関するご提言をいただいた地域福祉関係3部会の部会員の皆様、地域福祉に関する基礎調査や支部社協別地域福祉活動計画の策定にご協力をいただいた「ボランティアの止まり木」の皆様、地域福祉推進計画の策定と合わせて支部社協別地域福祉活動計画の策定にあたりました支部社会福祉協議会の皆様、さらには、地域福祉をともに進める狭山市、そのほか貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様、関係機関・団体・事業者の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会長 塩野谷 延夫

狭山市地域福祉推進計画 目次

はじめに	1
<地域福祉の意味>	1
<地域福祉課題を解決する「自助・共助・公助」>	2
<地域住民が主体となった地域福祉活動の必要性>	3
<地域による重層的な支援>	4
第1部 計画の概要	5
第1章 計画の策定にあたって	6
第1節 計画策定の趣旨	6
第2節 市及び社協の取り組み経緯	8
第3節 計画策定の背景と基本的な視点	10
第4節 計画の性格	12
第5節 計画の策定体制等	15
第2章 地域福祉に関する現状と課題	17
第1節 国の動向	17
第2節 県の動向	20
第3節 統計等から見た本市の姿	22
第4節 地域住民の意識や価値観の変化	32
第3章 計画の基本的な考え方	34
第1節 基本理念	34
第2節 基本目標	35
第3節 施策体系	36
第2部 協働の取り組み	37
第1章 地域住民相互のつながりを深めよう	38
第1節 地域住民相互で助け合おう	38
第2節 地域福祉への関心を高めよう	42
第3節 地域福祉活動に参加しよう	46

第2章 地域住民の幸せを高めよう	50
第1節 心身を健やかに保とう	50
第2節 気になるときは相談・連絡しよう	54
第3節 特に支援が必要な世帯を見守ろう	58
第3章 地域福祉活動の輪を広げよう	64
第1節 地域福祉活動を育てよう	64
第2節 地域福祉活動の輪を広げよう	68
第3節 地域福祉活動団体に協力しよう	72
第4章 地域福祉を着実に進めるために	76
第3部 策定関係資料集	81
第1章 支部社協別地域福祉活動計画	82
第1節 入間川支部地域福祉活動計画	84
第2節 入間川東支部地域福祉活動計画	88
第3節 富士見支部地域福祉活動計画	92
第4節 入曽支部地域福祉活動計画	98
第5節 堀兼支部地域福祉活動計画	106
第6節 奥富支部地域福祉活動計画	112
第7節 柏原支部地域福祉活動計画	118
第8節 水富支部地域福祉活動計画	124
第9節 新狭山支部地域福祉活動計画	132
第10節 狭山台支部地域福祉活動計画	138
第2章 策定資料	144
第1節 地域福祉推進会議	144
第2節 地域福祉関係3部会	154
第3節 地域福祉推進機関連絡会議	170
第3章 地域住民が主体となった地域福祉活動	172
第1節 コミュニティサロン	172
第2節 有償福祉サービス	205

はじめに

<地域福祉の意味>

本計画において、重要な「ことば」の意味について、説明します。

地域福祉

誰もが自ら地域の一員であることの誇りと責任を持ち、住み慣れた地域でいつまでも幸せに暮らすことができるよう、市や社会福祉協議会（社協。6ページ）をはじめ、地域住民、地域福祉活動団体の参加・協力と役割分担により、地域におけるさまざまな福祉的課題（児童や障害・高齢者等が抱える生活問題をいう。地域福祉課題。）について「地域」を視点として、その軽減・解決を図ろうとする考え方をいいます。

地域

地域福祉の推進に向け、市や社協は、地域住民や地域福祉活動団体との協働により、さまざまな地域福祉活動を実践しています。

本計画では、次の5種類を「地域」に位置付け、それぞれの地域において、支援を必要とする方（要援護者）に対する重層的な支援を行います。⇒地域による重層的な支援（4ページ）

本計画でいう「地域」とは

- ご近所や自治会の範囲
- 小学校通学区域
- 支部社協の範囲
- 日常生活圏域
- 狭山市全域

地域福祉活動

地域福祉の考え方に基づき、実践する活動をいいます。

例えば…

- 要援護者がいる世帯（要援護世帯。7ページ）に対する見守り、家庭訪問、話し相手、外出・交流促進、家事援助等
- 福祉人材の育成等
- 福祉に関する意識啓発等

地域福祉活動団体

地域福祉活動を行う団体、事業者をいいます。（地域福祉活動者もこれに含まれます。）

例えば…

地域福祉活動者とは

- 民生委員・児童委員、個人ボランティア
⇒民生委員・児童委員の役割（73ページ）

地域福祉活動を行う団体とは

- 自治会、民生委員・児童委員協議会、支部社協、子育てサークル、障害者団体、老人クラブ、ボランティアサークル、地域住民有志が任意に設立した団体等
⇒自治会の役割（73ページ）

地域福祉活動を行う事業者とは

- 保健・医療・福祉を活動分野とするNPO、法人や企業、教育機関、医療機関等

<地域福祉課題を解決する「自助・共助・公助」>

地域福祉課題を解決するため、「地域のつながりと支え合いを考える」と題したシンポジウムや講座、研修会等の参加者より、「自助・共助(互助)・公助」についてのご意見やアイデア等をいただきました。

* 本計画において「互助」は、共助に含めて記載しました。



地域のつながりと支え合いを考える集い (2013)

自助 要援護者または要援護世帯が持つ力を最大限に発揮して行うことをいいます。

例えば…

- 自分でできることは、自分がする。
- 健康づくり(病気・介護予防)に励む。
- 民間企業のサービスを購入する。
- 家族の支えを受ける。

公助 法律や条例等により、市や社協が実施する支援・福祉サービスをいいます。

例えば…

- 公的福祉サービスを提供する。
- 相談支援体制を整える。
- 地域住民が主体となった地域福祉活動を支援する。

地域福祉課題を解決する 「自助・共助・公助」

共助 ご近所での支え合い(声かけや見守り、助け合い)をはじめ、地域福祉活動団体が行うさまざまな地域福祉活動も「共助」に含まれます。

例えば…

- 地域の清掃活動に参加する。
- 困っている人の相談相手になる。
- 募金等に寄付する。
- 献血する。
- 自治会活動に参加する。
- 災害に備え、ご近所で役割等を決めておく。
- 空いた時間で地域貢献活動をする。
- 自分の知識・経験等を地域に役立てる。
- シルバー人材センターに登録する。
- ボランティア活動に参加する。
- 地域福祉活動団体を立ち上げる。

<地域住民が主体となった地域福祉活動の必要性>

今日、地域福祉課題の解決、生活の質の高めるために、自助・共助に加え、公助が大きな役割を果たしています。しかし、社会環境の変化や社会的孤立（6ページ）による課題が顕在化する中、例えば、要援護者が公助の狭間に置かれ、その支援が十分でなかったり、周知不足により、利用すべき方々に届いていなかったり、利用そのものを遠慮するケース等が指摘されており、「問題解決のすきま（ニーズ）」が生じています。

要援護者のニーズを満たすため、これまでの自助・共助・公助に加え、地域住民が主体となった地域福祉活動（さらなる共助）の展開が必要です。

社会環境の変化、社会的孤立による課題の顕在化

人口減少、少子高齢化、1世帯当たり人員の減少、未婚者や単身世帯の増加、児童・障害者・高齢者への虐待事案の顕在化、生活困窮者の増加、近隣関係の希薄化等

増加・多様化する地域福祉課題に対し、これまでの自助・共助・公助だけでは、問題解決のすきまが生じる。

誰もが安心して住みやすいまちにする（生活の質のさらに高める）ためには、何が必要か。

地域住民が主体となった地域福祉活動 （さらなる共助）の展開

取り組みをふりかえる。
必要に応じて改善する。

改善

課題
把握

地域福祉課題を発見・把握する。安心して生活するために、地域住民一人一人ができることを考える。

プランに基づき、実際に
取り組んでみる。

実行

検討

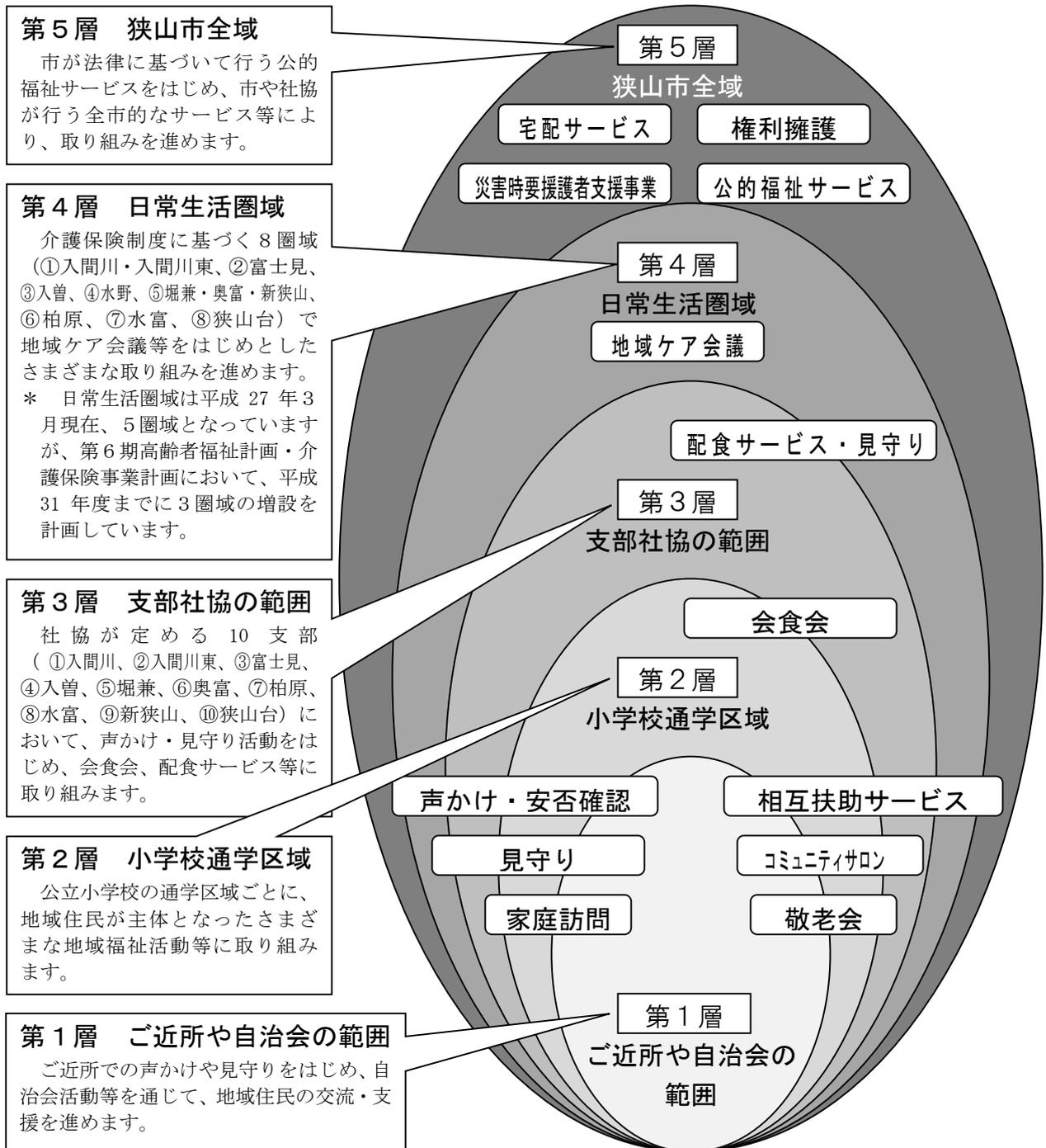
解決するためのプラン
を考える。

<地域による重層的な支援>

本計画では、次の5種類を「地域」に位置付け、それぞれの地域において、要援護者に対し、重層的な支援を行います。

重層的な支援

例えば、会食会がご近所や自治会の範囲、支部社協の範囲のそれぞれにおいて運営されている場合、要援護者は自分の都合に合わせて、利用しやすい日程・場を選び、利用することができます。このように、それぞれの地域において、要援護者の視点に立ち、重層的に支援していくしくみづくりが重要です。



第1部 計画の概要



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

狭山市地域福祉計画(8ページ)は、狭山市総合振興計画に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした市の計画です。第2期狭山市地域福祉計画は平成22年3月に策定し、平成27年3月末日をもって計画期間が満了します。

狭山市地域福祉活動計画(9ページ)は、地域福祉の推進に向け、生活の困りごとの解決や生活に望むことを実現するため、地域住民が主体となり、地域福祉活動団体との相互協力により策定した社協による民間活動・行動計画です。第2期狭山市地域福祉活動計画は平成24年3月に策定し、平成28年3月末日をもって計画期間が満了します。

本市の地域福祉施策は、これら両計画により、総合的かつ計画的に推進してきましたが、今般、社会環境が変化（人口減少、少子高齢化、未婚化、単身化が同時かつ急速に進行）するとともに、虐待、自殺、近隣トラブル、セルフネグレクト等、社会的孤立に関するさまざまな地域福祉課題も顕在化しています。

特に、いわゆる「団塊の世代（昭和22～24年生まれの方々をいう。）」が後期高齢者（75歳以上の方々をいう。）となる平成37年以降、地域福祉課題の増加が懸念されることから、課題の解決に向けて、市、社協、地域住民及び地域福祉活動団体が一丸となって取り組むことが必要です。また、近隣関係のつながりや支え合いに関する地域住民の意識や価値観、取り組み状況については、地域により偏差が生じていることから、その実情に応じた方策を立てていくことが求められます。さらに、障害者や子ども、高齢者等、市の健康福祉部門が「地域」を視点に、包括的に連携しあうことが重要です。

社協

社会福祉活動の推進を目的とし、営利を目的としない民間組織で、社会福祉法第109条に基づいて設置するもの。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等、関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行う。例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや地域住民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

本市では、地域の特性に応じた社会福祉の推進を図るため、10の支部社協を設置している。
⇒地域による重層的な支援(4ページ)

セルフネグレクト

通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なう状態をいう。例えば、食事をせず、医療の受診を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立するケース等が考えられる。

社会的孤立

社会的な居場所が乏しく、家族や地域社会との関わりも少ないため、社会的に孤立している状態をいう。なお、「孤立死」と「孤独死」の用語に関し、公式な定義がないことから、本計画では「孤立死」と表記した。



自治会活動（武蔵自治会）

市及び社協の策定する計画は、主体こそ相違するものの、ともに地域福祉の推進を目指そうとする点において、一致しています。また、**要援護世帯**における地域福祉課題を解決するために、地域住民をはじめ、地域福祉活動団体が、社会資源を共有・活用し、地域福祉推進の理念の下、地域住民の主体的な参加により、地域福祉活動を実践する点において、重複しています。

このため、市及び社協は、地域住民のつながりを深めるとともにその幸せを高め、かつ地域福祉活動の輪を広げるために、今後6年（平成27～32年度）の取り組みを示した「**狭山市地域福祉推進計画**」を新たに、かつ一体的に策定しました。⇒**県内における地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定事例**

なお、社協が策定した第2期狭山市地域福祉活動計画の計画期間満了日を1年繰り上げ、本計画の計画期間と整合を図りました。

要援護世帯

支援を必要とする方がいる世帯をいう。
例えば…

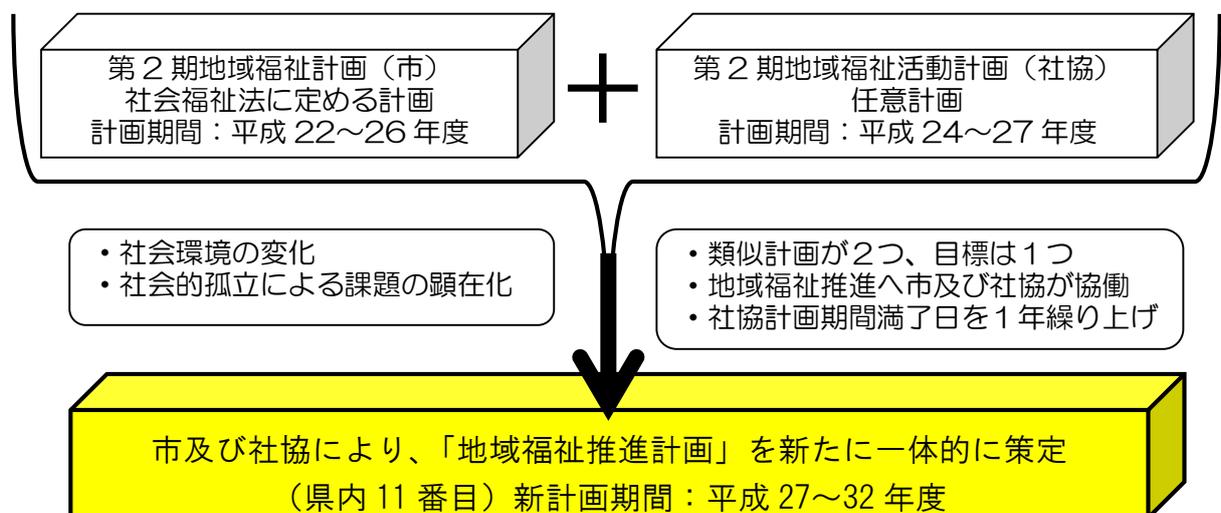
- (1) 単身者や引きこもり状態にある方
- (2) 日中独居となる高齢者や乳児の保護者
- (3) 心身に障害を有する方
- (4) 本人に病気の認識がないため、近隣住民に対し、迷惑行為を繰り返している方
- (5) その他（生活困難者、失業者等）

県内における地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定事例

本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定は、県内11番目の策定事例となる。

最も早く行ったのは飯能市と鴻巣市（平成21年度）であり、22年度には深谷市、23年度には川越市、24年度には新座市、久喜市、25年度には戸田市、26年度には熊谷市、日高市、富士見市となっている。本市の近隣市を含む県西部での策定事例が多い。

■ 計画の一体的策定イメージ



第2節 市及び社協の取り組み経緯

(1) 第2期狭山市地域福祉計画

市は平成22年、第1期計画の計画期間満了に伴い、「第2期地域福祉計画」を策定しました。また、計画期間中において、さまざまな地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

計画期間中における達成または未達成となった主な取り組みは、次のとおりです。

狭山市地域福祉計画

本市が策定主体で、愛称は「さやま福祉プラン21」という。平成12年の社会福祉法改正を受け、同年、計画期間を10年とした「第1期地域福祉計画」を策定した。また、平成22年、第1期計画の終了に伴い、計画期間を5年とした「第2期地域福祉計画」を策定した。すべての人が互いを思いやり、支え合う心を持ち続けながら、生きがいを感じ、地域で自分らしい生活ができるよう地域福祉のさらなる推進に努めた。

■達成した主な取り組み

- 福祉に関する小・中学校連携
- 社協との共催による「地域のつながりと支え合いを考える」集い、パネル展、地区福祉講座等の開催
- 企業や大学と連携した地域福祉の取り組みの推進
- 日常生活圏域会議での課題抽出・解決に向けた協議
- 民生委員・児童委員の活動支援
- 成年後見制度の利用促進
- 要援護世帯総合支援（トータルサポート）体制の試行的実施
- 福祉コミュニケーションサーバーの運用開始
- 地域福祉活動等情報検索システム「ふれあいネット」の運用開始
- 要援護高齢者等支援ネットワークの構築
- 災害時要援護者支援計画の策定
- 健康福祉部門職員のスキルアップ
- 地域福祉活動団体の設立支援
- ボランティアセンターの機能強化

■未達成となった主な取り組み

- 福祉教育ネットワークの構築
- 福祉関係者の意見を取り入れた福祉教育プログラムの開拓
 - ⇒ 学校では、さまざまな教育が実践されており、福祉教育に特化したネットワークを構築することに課題があります。社協をはじめ、地域福祉活動団体と協働し、学校、家庭、地域において、質の高い福祉教育の実践に取り組みます。
- 地域座談会の開催
 - ⇒ 日常生活圏域会議において地域福祉課題の発見・抽出・協議の機能を有していることから、今後も同会議による取り組みを進めます。
- CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置
 - ⇒ 社協と連携して、CSWの配置を検討します。
- 自治会福祉部会の設置促進
 - ⇒ 自治会役員にさらなる負担を求めるのに課題があります。例えば、役員を退任され、有志で立ち上げた地域福祉活動団体への助言や財政的支援等、活動の環境整備に努めます。
- 既存施設の利活用の促進
 - ⇒ 公共施設等の利活用は防犯面等、クリアすべき課題が多くあり、さらなる研究が必要です。

(2) 第2期狭山市地域福祉活動計画

社協は平成24年、第1期計画の計画期間満了に伴い、「第2期地域福祉活動計画」を策定しました。また、計画期間中において、地域住民や地域福祉活動団体と協働して地域福祉活動を実践する社協の「強み」を発揮し、さまざまな取り組みを推進してきました。

計画期間中における達成または未達成となった主な取り組みは、次のとおりです。

■達成した主な取り組み

- 日常生活圏域会議への参加及び情報共有
- 狭山ケーブルテレビにおいて、社協情報の発信のための番組を放送
- 市との共催による「地域のつながりと支え合いを考える」集い、パネル展、地区福祉講座等の開催
- 市民後見人養成講座や成年後見制度講演会の開催
- コミュニティサロンマップの作成
- ボランティアセンターと有償福祉サービス「ささえあい狭山」の窓口一本化
- 子育て支援ネットワーク、要援護高齢者等支援ネットワーク、自立支援協議会等への参加及び情報共有
- ふれあいサロンへの支援
- 市やNPO法人等との共催事業の実施

狭山市地域福祉活動計画

社協を策定主体とした計画をいう。平成19年に計画期間を5年とした「第1期地域福祉活動計画」を策定した。また、平成24年、第1期計画の終了に伴い、計画期間を4年とした「第2期地域福祉活動計画」を策定した。地域住民一人一人が自ら考え行動する「助け合い」や「支え合い」の精神をもって協働で地域福祉の推進に努めた。

■未達成となった主な取り組み

- 福祉体験教室、彩の国ボランティア体験プログラム事業の内容の見直し
 - ⇒ 地域住民の福祉への関心が高まるよう、これまでの内容の検証を行うとともに、新しい体験メニューの開拓を進めます。
- 民間助成金の情報提供や手続きのサポート
 - ⇒ 地域福祉活動団体が民間助成金を活用することにより、地域の活性化につながるよう民間助成金に関する情報の提供方法等を検討します。
- 地域に必要な新たなサービスの支援
 - ⇒ 地域福祉活動団体と連携し、地域福祉活動団体が行う新たなサービスを支援します。
- 既存の地域福祉活動団体の拡大や新規団体の組織化
 - ⇒ 既存の地域福祉活動団体への加入促進とともに、ボランティアスクールや地区福祉講座の受講者による新たな地域福祉活動団体の組織化について支援します。

第3節 計画策定の背景と基本的な視点

(1) 計画策定の背景

① 「社会的孤立」の顕在化

本市は今、人口の約6%を占める、いわゆる「団塊の世代」にある方々が65歳（高齢期）に到達するなど、高齢化がこれまでにないスピードで進んでいます。会社中心の生活から地域へと戻ってきた方々が増加する中、地域とのつながり・結びつきに戸惑いやつまずきを感じながら、どこに向かえばいいかわからず、立ち尽くしたり、閉じこもるなど、いわゆる「社会的孤立」に関する問題が顕在化しています。

② 弱体化が進む「自助機能」

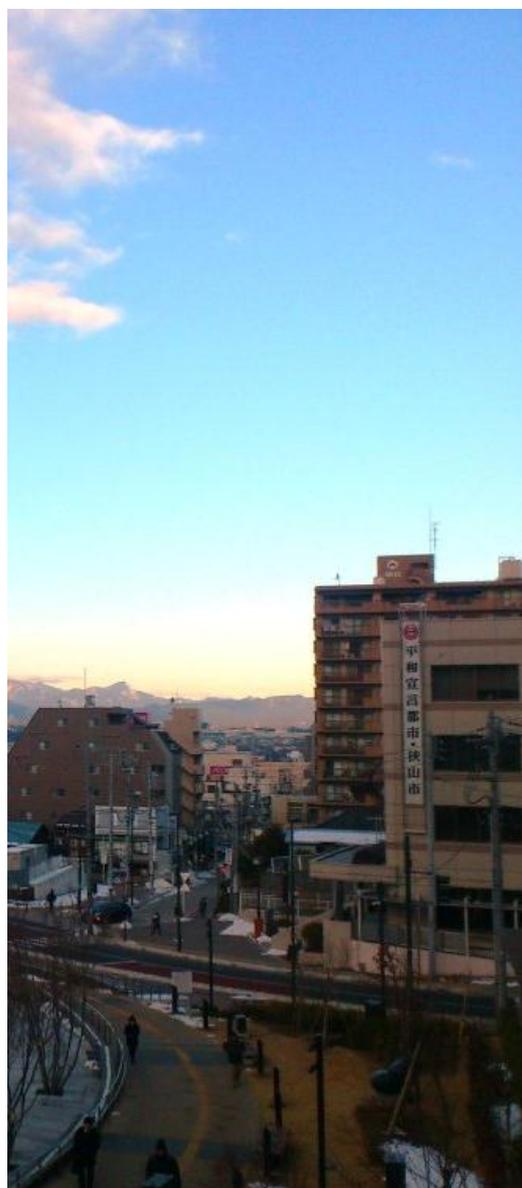
情報通信技術の進展、ライフスタイルの多様化、「家族」に対する価値観等が変容する中、未婚化や晩婚化等を背景として、子どもの数が大幅に減少しています。また、高齢者をはじめとした単身世帯が急増する一方、「家族」の規模・構造が縮小し、自助機能が弱体化しています。

③ 縮小する「企業福祉」

20年余りにわたって続いてきた景気低迷により、年功序列・終身雇用制度の崩壊、非正規労働者の増加等、いわゆる「企業福祉（企業主体による従業員のための福祉制度）」が縮小しています。また、若者・中年層において、ニート、リストラ、派遣切り等を背景として、日々の生活に困窮する世帯が増加しています。

④ 災害から学ぶ「ご近所の助け合い」

東日本大震災をはじめ、記録的大雪や豪雨、噴火等、想定外の災害を目の当たりにし、日頃からのご近所づきあいに加え、何かあった時には助け合う意識をきちんと持つことが今、求められています。



(2) 計画策定にあたっての基本的な視点

こうした背景を踏まえ、地域住民、地域福祉活動団体、市及び社協は、相互の参加、協力、役割分担のもと、地域福祉課題の解決に向けたさまざまな「取り組み」を進めていく必要があります。

本計画の策定にあたっては、社会福祉法及び厚生労働省社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」に掲げる「計画に盛り込むべき内容」を計画策定にあたっての基本的な視点と位置付け、事務を進めました。

社会福祉法

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加の促進
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

■ 計画策定にあたっての基本的視点

① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加の促進

- 目標の提示（ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定）
- 目標達成のための戦略
 - ・ 相談支援体制の整備
 - ・ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立
 - ・ サービスの評価等による利用者の選択の確保
 - ・ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護（適切なサービス利用を支援する仕組み）

② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

資料：厚生労働省社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」

第4節 計画の性格

(1) 計画の性格

① 市の取り組み

本計画のうち、市の取り組みについては、社会福祉法、厚生労働省通知及び埼玉県地域福祉支援計画との整合を図りました。⇒(市町村地域福祉計画の策定に関する)厚生労働省通知(17ページ)

また、狭山市総合振興計画を上位計画とし、健康福祉部門の個別計画との整合を図りました。⇒市及び社協における計画体系と位置付け(13ページ)

なお、健康福祉部門の個別計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、老人福祉法、介護保険法の規定に基づき、それぞれ策定しており、本計画との調和が保たれています。

② 社協の取り組み

本計画のうち、社協の取り組みについては、社会福祉法第109条に規定する社協が民間組織の立場から地域福祉の推進を図ることを目的に策定しました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第88条第6項 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。(後略)

子ども・子育て支援法

第61条第6項 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、(中略)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

老人福祉法

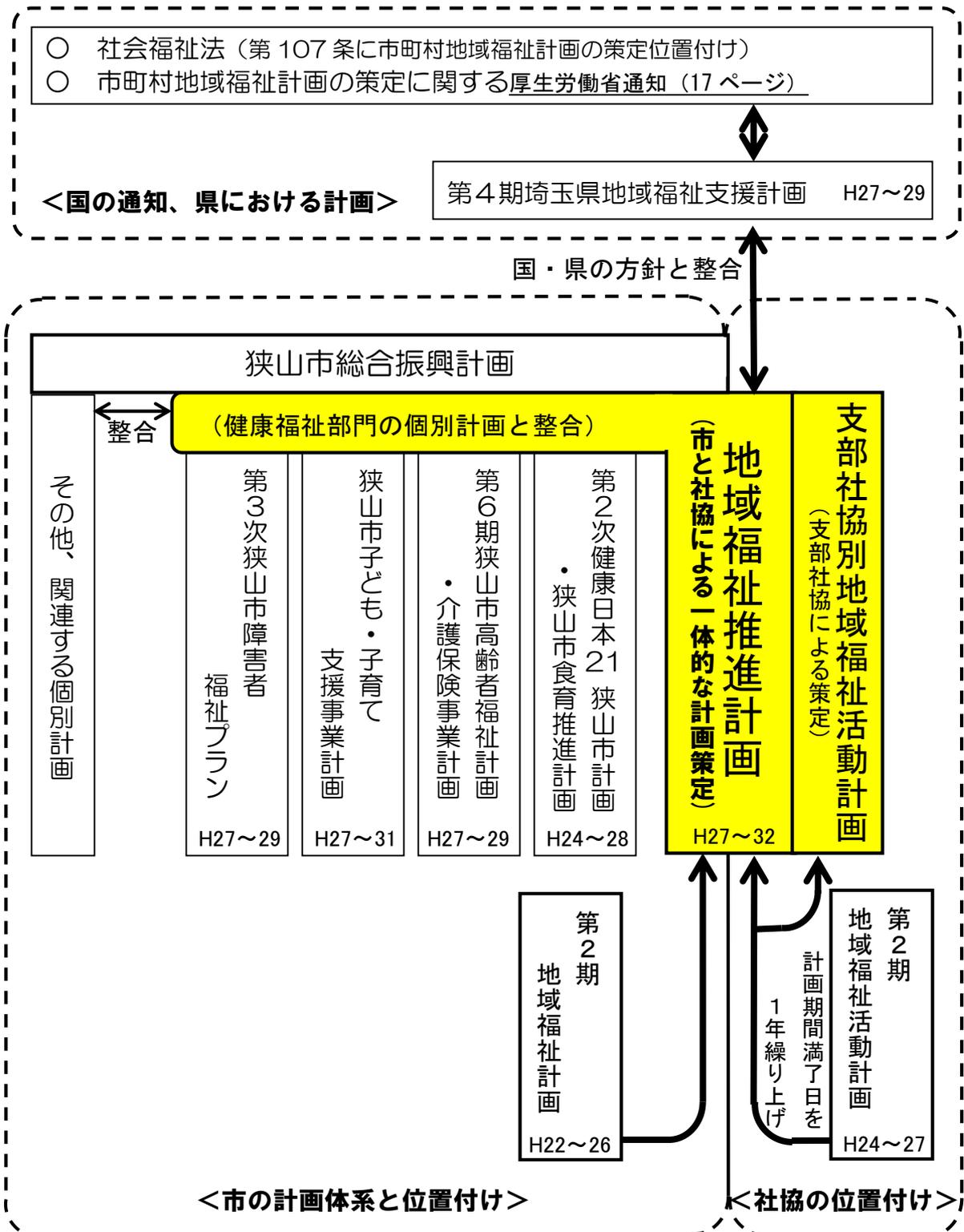
第20条の8第8項 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

介護保険法

第117条第7項 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



■市及び社協における計画体系と位置付け



(2) 計画期間

本計画における計画期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とします。

なお、社協が策定した第 2 期地域福祉活動計画の計画期間満了日を 1 年繰り上げ、本計画の計画期間と整合を図りました。

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
埼玉県 地域福祉 支援計画	第 1 期計画 H16~20				第 2 期計画 H21~23			第 3 期計画 H24~26			第 4 期計画 H27~29					
狭山市 総合振興 計画	第 3 次総合振興計画										第 4 次総合振興計画					
	中期基本計画 H18~22					後期基本計画 H23~27					前期基本計画 H28~32					
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
地域福祉 計画(市)	第 1 期計画 H12~21				第 2 期計画 H22~26						地域福祉推進計画 H27~32					
地域福祉活動 計画(社協)	第 1 期計画 H19~23					第 2 期計画 H24~26										
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
障害者福祉 プラン	障害者プラン H15~24						第 1 次プラン H21~23			第 2 次プラン H24~26			第 3 次プラン H27~29			
子ども・ 子育て支援 事業計画	次世代育成支援計画 前期計画 H17~21				次世代育成支援計画 後期計画 H22~26					子ども・子育て支援 事業計画 H27~31						
高齢者福祉 計画・介護 保険事業計画	第 3 期計画 H18~20			第 4 期計画 H21~23			第 5 期計画 H24~26			第 6 期計画 H27~29						
健康日本 21 計画・食育 推進計画	第 1 次計画 H14~23						第 2 次計画 H24~28									

(2) 地域福祉に関する基礎調査

① 成人アンケート調査

本計画の策定に先立ち、地域福祉に関する意識、意見等を把握するため、市内在住の20歳以上の約2,000人を対象に成人アンケート調査を実施し、831人から回答をいただきました。

調査対象者	市内在住の20歳以上の方（無作為抽出）
調査方法	無記名方式（郵送配布・回収）
調査期間	平成25年9月20日から10月4日まで
配布数	1,996票
有効回収数	831票
回収率	41.6%

② 親子アンケート調査

市内の公立小学校の5年1組または中学校2年1組に在籍する児童・生徒及びその保護者792組を対象に親子アンケート調査を実施し、716組から回答をいただきました。

調査対象者	市内公立小学校の5年1組または中学校2年1組に在籍する児童・生徒及びその保護者
調査方法	無記名方式（各小・中学校を通じて配布・回収）
調査期間	平成25年10月1日から25日まで
配布数	792票
有効回収数	716票
回収率	90.4%

③ 地域福祉活動団体アンケート調査

市内の地域福祉活動団体160団体を対象に地域福祉活動団体アンケート調査を実施し、110団体から回答をいただきました。

このうち30団体からヒアリングを行い、地域福祉活動団体が抱える課題や福祉に関する意見等をいただきました。

調査対象者	市内の地域福祉活動団体
調査方法	記名方式（郵送配布・回収）
調査期間	平成25年10月1日から31日まで
配布数	160票
有効回収数	110票
回収率	68.8%



第2章 地域福祉に関する現状と課題

第1節 国の動向

(1) 社会福祉法と市町村地域福祉計画の策定

地域福祉の考え方は、平成12年の社会福祉基礎構造改革において成立した「社会福祉法」の中で、誰もが地域で自分らしく生活できるよう、地域全体で支えるため、「地域福祉の推進」として明記されました。⇒社会福祉法における地域福祉の考え方

その後、平成14年の厚生労働省社会・援護局長通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」をはじめ、平成19年、22年、26年の3回にわたり、地域福祉計画の策定について通知がありました。⇒(市町村地域福祉計画の策定に関する)厚生労働省通知

本市の地域福祉施策は、このことを踏まえ、適切に反映・対応しています。

なお、全国における地域福祉計画の策定状況は、全国1,742市町村(東京都特別区を含む。)中、本市を含めた1,149市町村(策定率66.0%)が平成25年度末までに策定しています。

社会福祉法における地域福祉の考え方

- 児童、障害者、高齢者等、さまざまな福祉を「地域福祉(地域における社会福祉)」という共通する考え方で推進する。(第1条)
- 地域福祉は、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営業者及び③社会福祉に関する活動を行う者の三者が相互に協力し、その推進に努めなければならない。また、①福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営むこと及び②社会、経済、文化その他の活動に参加できることを目的として推進する。(第4条)
- 市町村は地域福祉計画を策定するよう努める。(第107条)
- 市町村社協は地域福祉の推進を図ることを目的とする。(第109条)

(市町村地域福祉計画の策定に関する)厚生労働省通知

- 社会保障審議会報告「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」がとりまとめられたので、計画策定の参考とされたい。(平成14年4月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)
- 要援護者の把握、関係機関による要援護者情報の共有、要援護者への支援等、要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項を定めたので、計画策定の参考とされたい。(平成19年8月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)
- 平成22年度末時点で、約51%の市町村が計画策定を終えていない状況にある。都道府県は、市町村地域福祉計画の策定を終えていない市町村に対する支援・働きかけの強化をお願いする。(平成22年8月13日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)
- 平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」に伴い、生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項を定めたので、計画策定の参考とされたい。(平成26年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知)

(2) 生活困窮者自立支援制度の創設

平成27年4月に創設される生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施するとともに、住居確保給付金の支給により、生活保護に至る前段階にある生活困窮者の自立を促すもので

本市には既に、[要援護世帯総合支援体制\(62ページ\)](#)や[コミュニティソーシャルワーカー\(61ページ\)](#)等、生活困窮者自立支援制度と一部重複する考え方があることから、これらの制度間の考え方を整える必要があります。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

生活困窮者自立支援制度の理念

1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・ 本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・ 本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・ 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・ 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
- ・ 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) 包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) 個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個人々の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) 早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) 継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) 分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

資料：厚生労働省「H26.4 生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議資料」

(3) 地域福祉分野から見た「介護保険制度の改正」

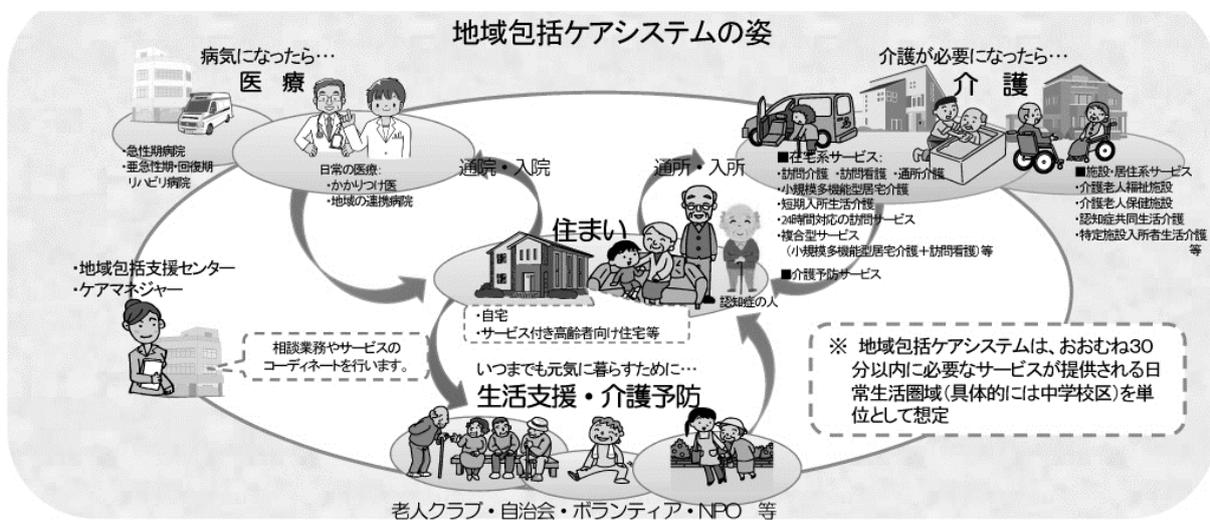
介護保険分野では今般、地域包括ケアの推進の仕組みである地域包括ケアシステムの構築とともに、費用負担の公平化等の制度改正が行われました。特に、地域包括ケアシステムの構築に関しては、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の創設により、従来の介護予防事業が新しい総合事業に再編され、要支援認定者が対象に加わるとともに、介護予防給付の一部（訪問介護・訪問看護）が市の事業に移行されることとなりました。このことから、介護予防はもとより、高齢者の生活全般に関する地域に根ざした多様な支援体制の整備が求められています。

一方、当該事業の担い手側から見ると、地域福祉活動団体との連携・協力が不可欠であり、介護保険分野と地域福祉分野の連携・連動した取り組みが求められています。

本市においても、新介護保険制度の理念に基づき、介護保険部門と地域福祉部門が相互に連携した取り組みを進める必要があります。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、高齢者向け住宅や住宅改修等、地域福祉課題に応じた住宅が提供されることを基本として、医療、介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供される体制をいう。日常生活圏域とは、おおむね30分以内に駆けつけられる圏域であり、具体的には、中学校区を基本としている。



資料：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

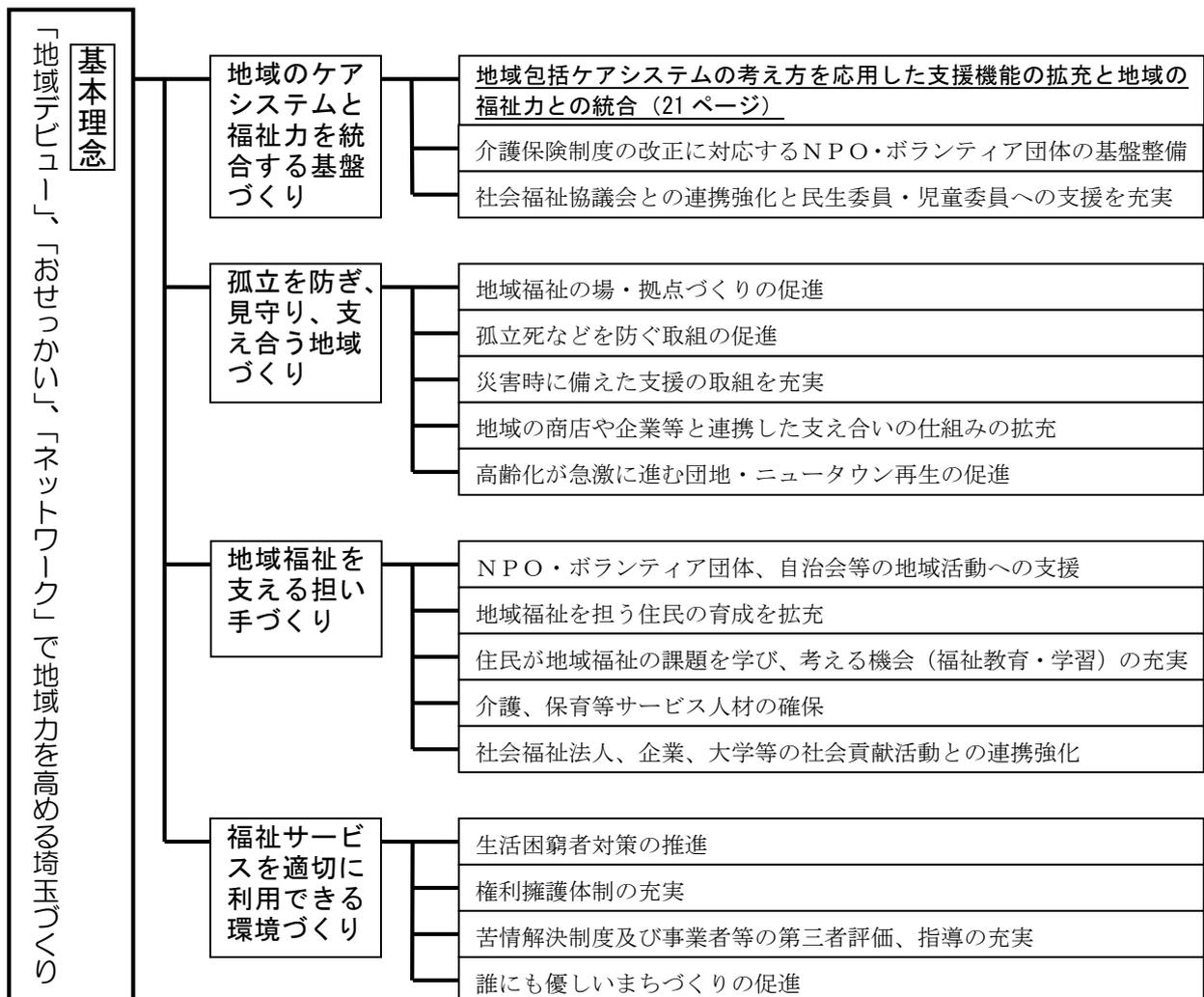
第2節 県の動向

埼玉県では、埼玉県5か年計画の分野別計画であり、埼玉県高齢者支援計画や埼玉県障害者支援計画と連携した「(第1期)埼玉県地域福祉支援計画」を平成16年に策定し、市町村における地域福祉の取り組みを支援してきました。平成27年3月には「(第4期)埼玉県地域福祉支援計画(計画期間:平成27~29年度)」が策定され、以下のとおり県による取り組みが進められます。

第4期計画では、地域包括ケアシステムの考え方を応用し、高齢・障害・児童の分野を超えて、複合的な課題に対応する体制づくりについて、示されています。

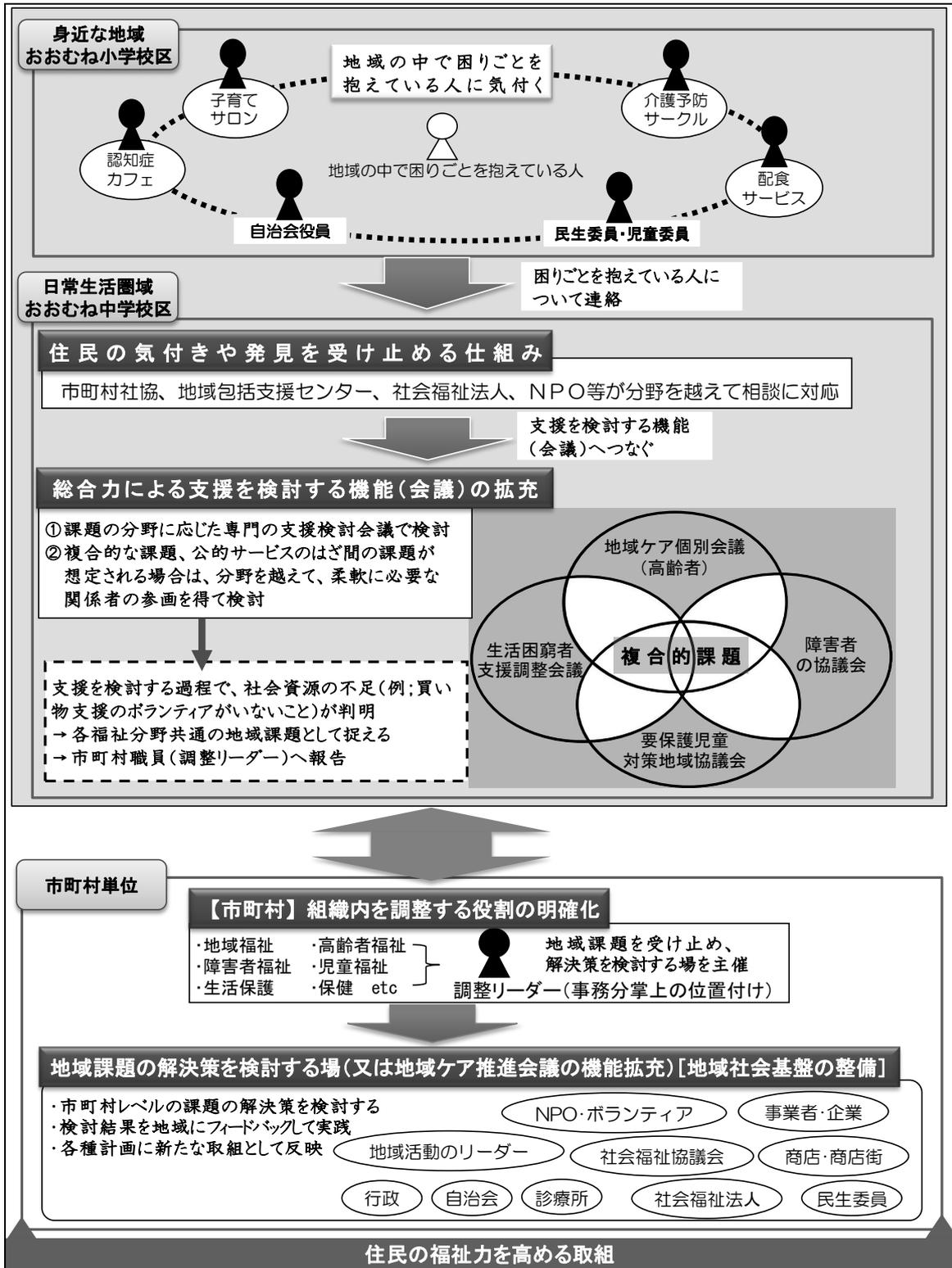
本市では、県計画との整合を図るとともに、特に、前述の考え方について検討を進めていく必要があります。

■ 県計画における施策体系



資料：埼玉県「第4期埼玉県地域福祉支援計画」

■ 地域包括ケアシステムの考え方を応用した支援機能の拡充と地域の福祉力との統合（イメージ）



資料：埼玉県「第4期埼玉県地域福祉支援計画」

第3節 統計等から見た本市の姿

(1) 人口減少と少子高齢化の同時進行

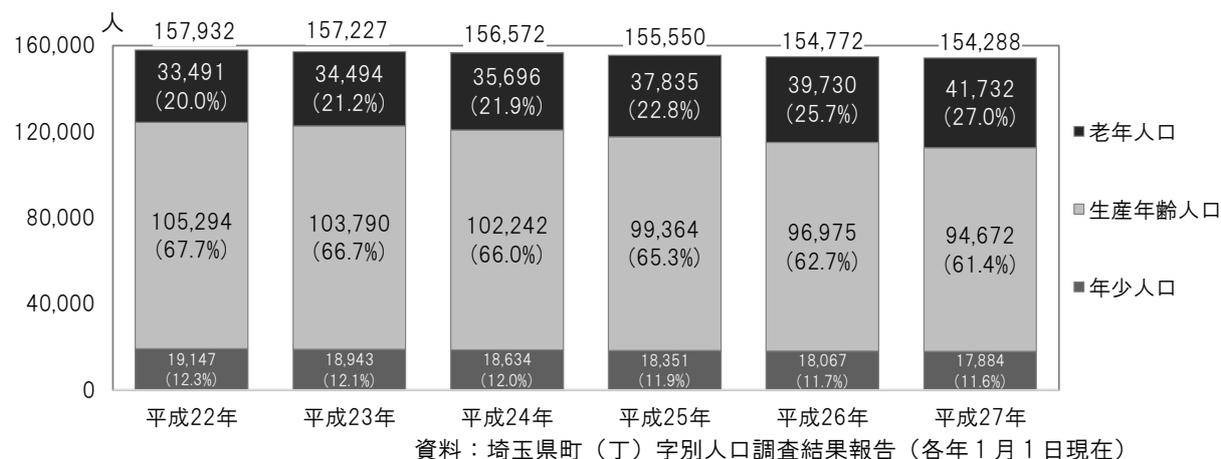
本市の年齢3区分人口・割合の推移を見ると、平成27年時点の総人口は154,288人で、5年前と比べ、3,600人余り減っています。

また、その割合を見ると、老年人口(65歳以上)のみ増加し、生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(14歳以下)の割合がともに減少しており、少子高齢化が一段と顕著となっています。

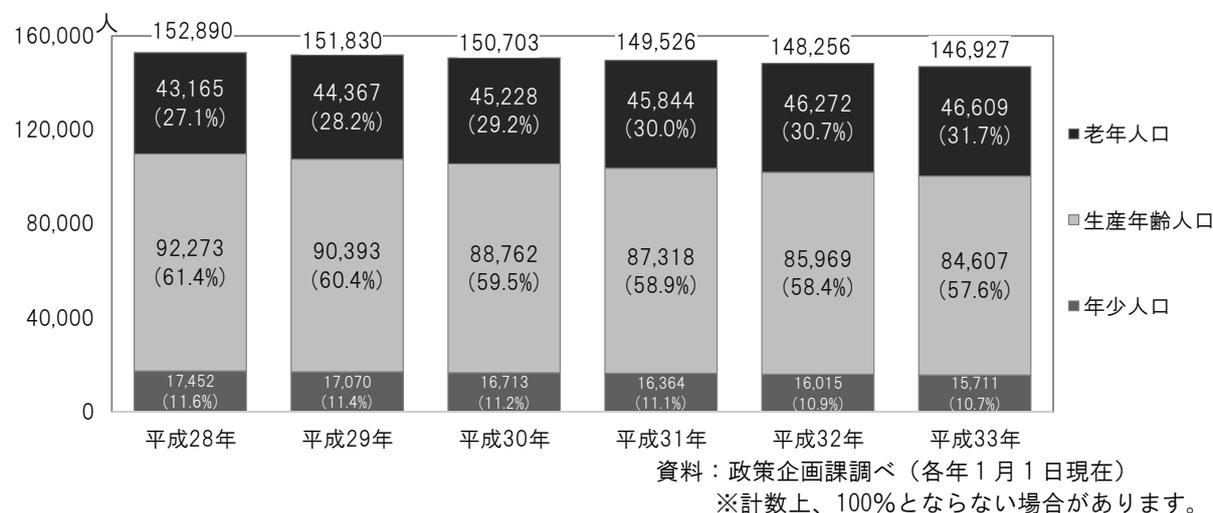
本市の将来人口推計に基づく、年齢3区分人口・割合の推計を見ると、東京オリンピック開催後となる平成33年時点の総人口は146,927人で、平成27年時点と比べ、7,300人余り減少するとみられます。

また、平成33年時点での年齢3区分別人口割合を見ると、老年人口が31.7%と、およそ3人に1人が高齢者という社会が目前に迫っています。

■ 年齢3区分人口・割合の推移



■ 年齢3区分人口・割合の推計



(2) 一段と加速する超高齢社会

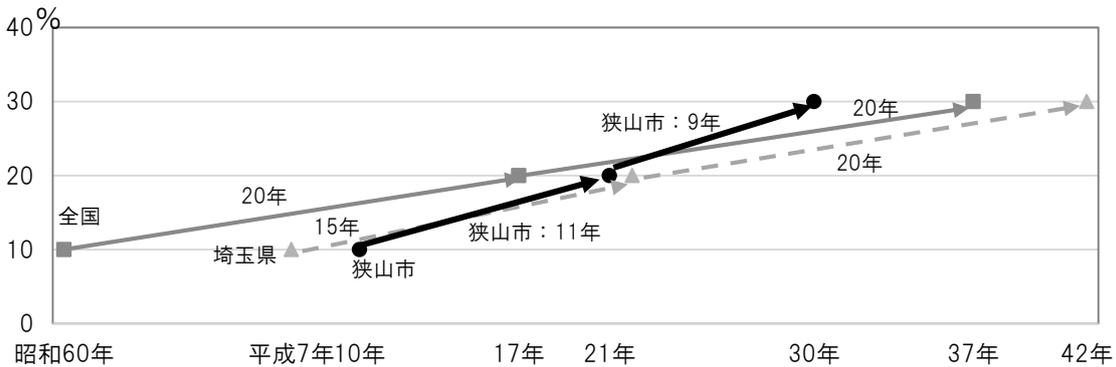
高齢化のスピードの推移・推計を見ると、10%を超えた平成10年から、20%を超えるまで11年、その時点から30%を超えるまで9年と、埼玉県や全国との状況と比べ、2倍以上のハイペースで進行しています。

また、後期高齢者人口割合の推移を見ると、老年人口のうち、後期高齢者（75歳以上）人口の割合は、平成32年以降、全国・埼玉県を上回り、平成42年にはおよそ4人に1人が後期高齢者といった状況を迎えます。

圏域別高齢化率の推移を見ると、日常生活圏域別（介護保険制度において市内を5圏域に区分したもの。）において高齢化が一段と進む中、入曽・水野圏域や富士見・狭山台圏域が30%目前となる一方、入間川・入間川東圏域では20%余りと、圏域により偏差が生じています。

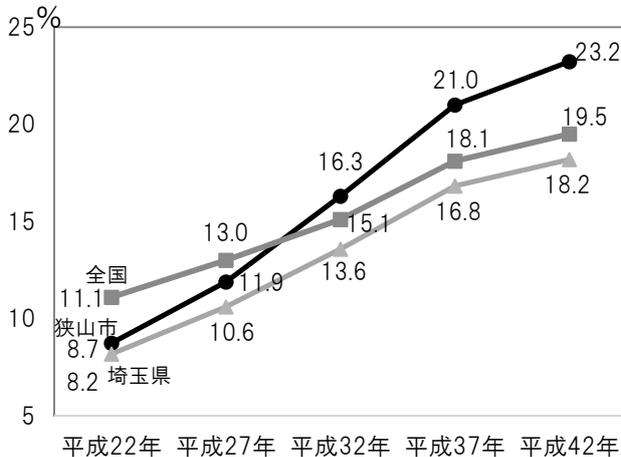
このため、高齢化への対応は、圏域の実情に合わせ、適切に行っていく必要があります。

■ 高齢化のスピードの推移・推計



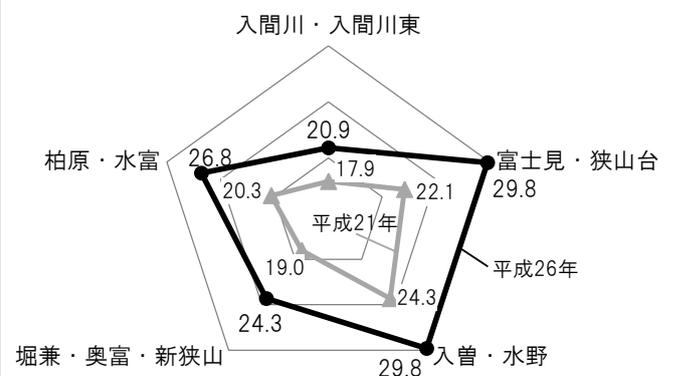
資料：福祉課調べ

■ 後期高齢者人口割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所（各年10月1日現在）

■ 圏域別高齢化率の推移



資料：介護保険課調べ（各年10月1日現在）

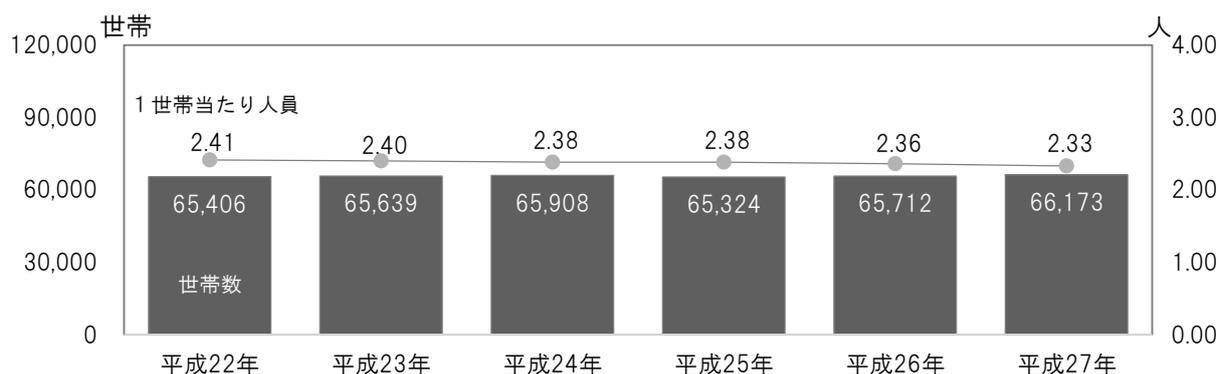
(3) 家族の規模の縮小化

世帯数・1世帯当たり人員の推移を見ると、平成27年時点の世帯数は66,173世帯で、5年前と比べ、760世帯余り増えており、総人口と反比例しています。

また、1世帯当たり人員は微減傾向にあり、世帯の少人数化、すなわち「家族の規模の縮小化」が進んでいます。

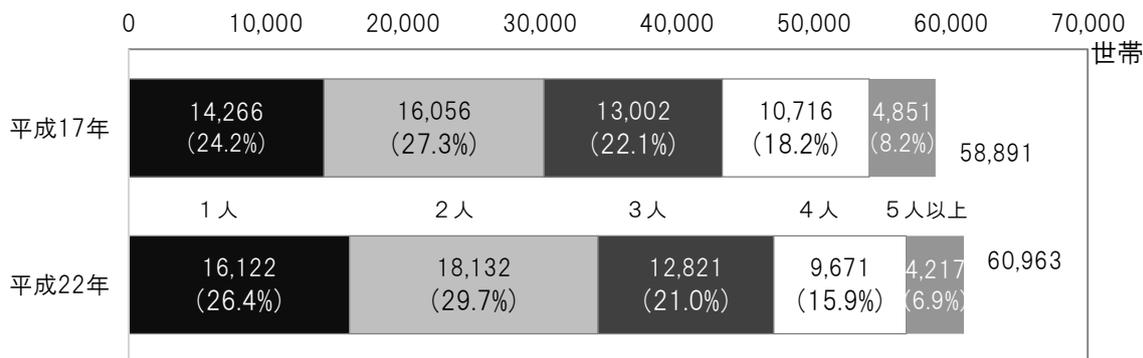
一般世帯における人員別世帯数の推移を見ると、平成22年時点の「1人世帯」が16,122世帯、「2人世帯」が18,132世帯で、5年前と比べ、それぞれ約2,000世帯増えています。特に「1人世帯」は、一般世帯のおよそ4世帯に1世帯の割合となっており、単身世帯が急増しています。

■世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告（各年1月1日現在）

■一般世帯における人員別世帯数の推移



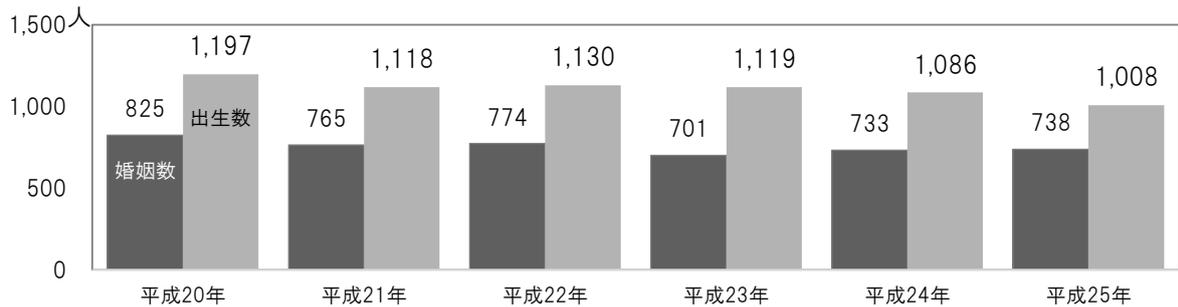
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 婚姻数・出生数の減少

婚姻数・出生数の推移を見ると、平成25年の婚姻数は738件で、5年前と比べ、80件余り減っています。また、平成25年の出生数は1,008人で、5年前と比べ、180人余り減っています。単純には比較できませんが、平成25年1月1日時点における20歳の方々は1,573人（市民課調べ）となっており、今後20年かけて、未成年者が3分の1程度減少していくものとみられます。

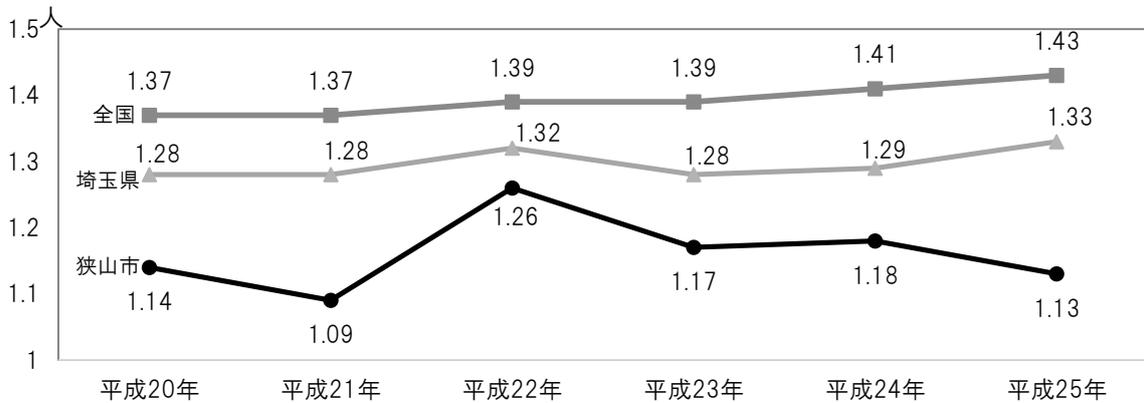
一方、合計特殊出生率の推移を見ると、平成25年の本市の合計特殊出生率は1.13で、全国・埼玉県と比較すると依然として低い状況です。

■婚姻数・出生数の推移



資料：埼玉県人口動態総覧、埼玉県人口動態統計

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県人口動態総覧、埼玉県人口動態統計

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」に相当するもの

(5) 地域福祉活動の状況

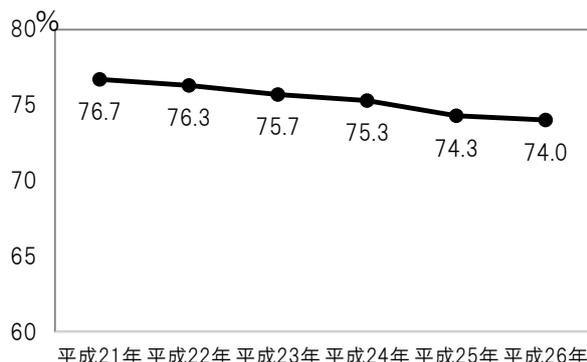
自治会加入率の推移を見ると、平成26年は74.0%で、5年前と比べ、約2.7%減っています。東日本大震災以降、ご近所での迅速な助け合いに「自治会」としての注目が集まる中、自治会加入に向けた取り組みが求められています。

社協登録ボランティアの推移を見ると、平成25年度は209人20団体で、5年前と比べ、2団体減っています。

一方、ふれあいサロンの推移を見ると、平成26年度は25団体で、5年前と比べ、1.5倍に増えています。⇒コミュニティサロンの機能別分類 (67ページ)

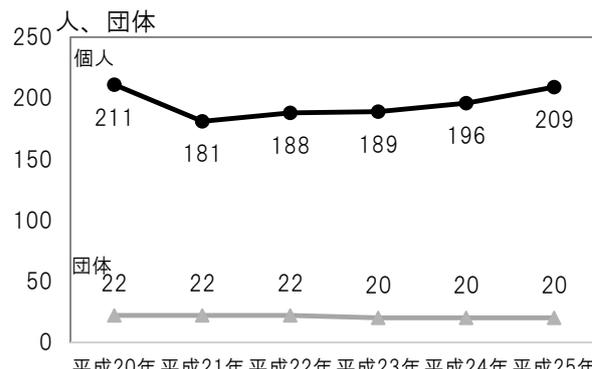
NPO法人数の推移を見ると、平成25年度は32法人で、5年前と比べ、2.5倍に増えています。

■自治会加入率の推移



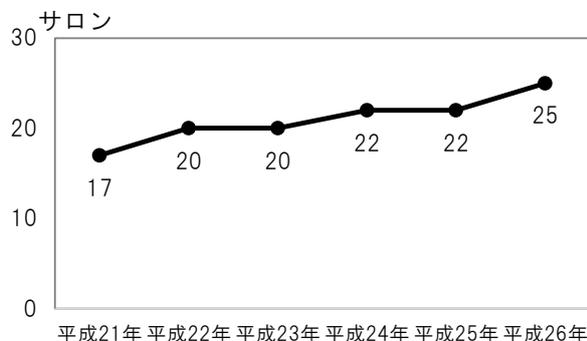
平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年
資料：協働自治推進課調べ（各年4月1日現在）

■社協登録ボランティアの推移



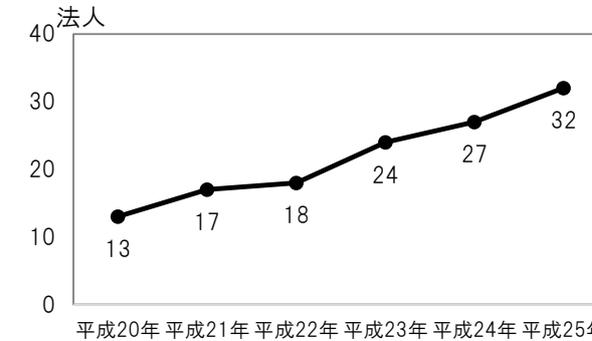
平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年
資料：社協調べ（各年度末現在）

■ふれあいサロンの推移



平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年
資料：社協調べ（各年度現在。
平成26年のみ同年12月末日現在）

■NPO法人数の推移



平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年
資料：埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」
（本市に事務所を置き、活動分野が保健・医療・福祉に限る）

(6) 公的福祉制度・サービス利用者の急増

① 生活保護制度の状況

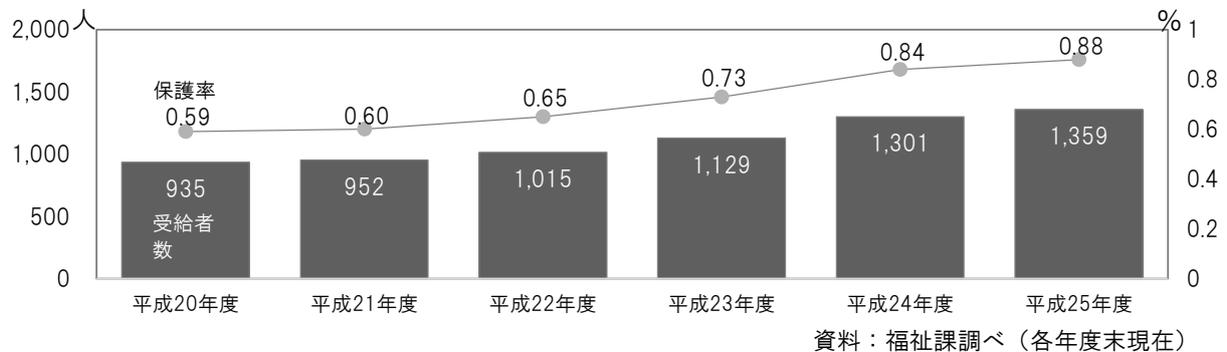
公的福祉制度・サービス利用者数はいずれも増加傾向にあります。

生活保護受給者数・保護率の推移を見ると、生活保護受給者数は過去最多を更新しており、平成25年度末時点では1,359人と、5年前と比べ、400人余り増えています。また、保護率は平成25年度末時点では0.88%となっており、市民113人に1人の割合となっています。

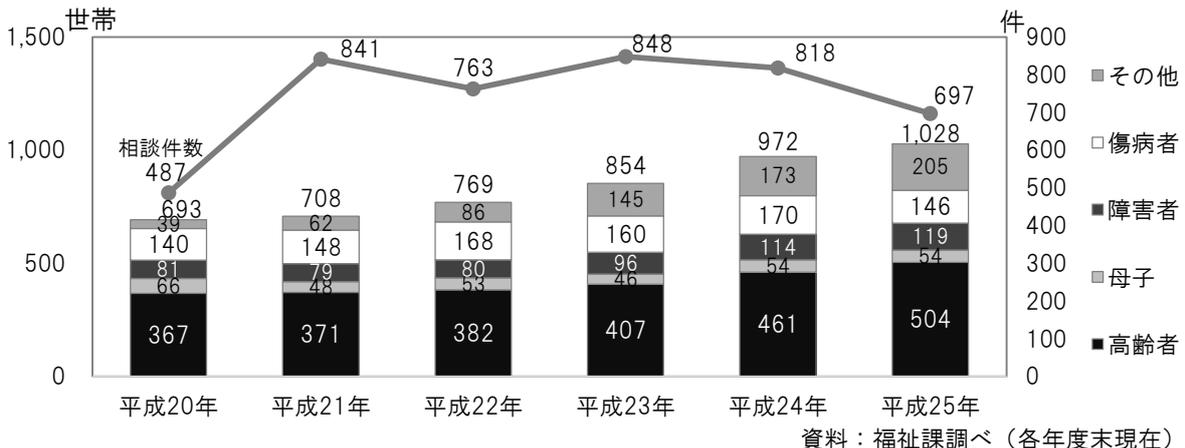
また、世帯類型別生活保護受給世帯数・生活保護相談件数の推移を見ると、少子高齢化に伴い、高齢者世帯が増加する中、平成20年8月のリーマンショック以降、働くことができる世代が就労できないため、その他世帯が急増しています。相談件数も平成21年度以降、それまでに比べ大幅に増加しました。

働くことができる世代が生活保護制度を適用することなく、社会生活に戻ることができるしくみが必要であり、そうした背景を受け、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度(18ページ)が始まります。

■生活保護受給者数・保護率の推移



■世帯類型別生活保護受給世帯数・生活保護相談件数の推移

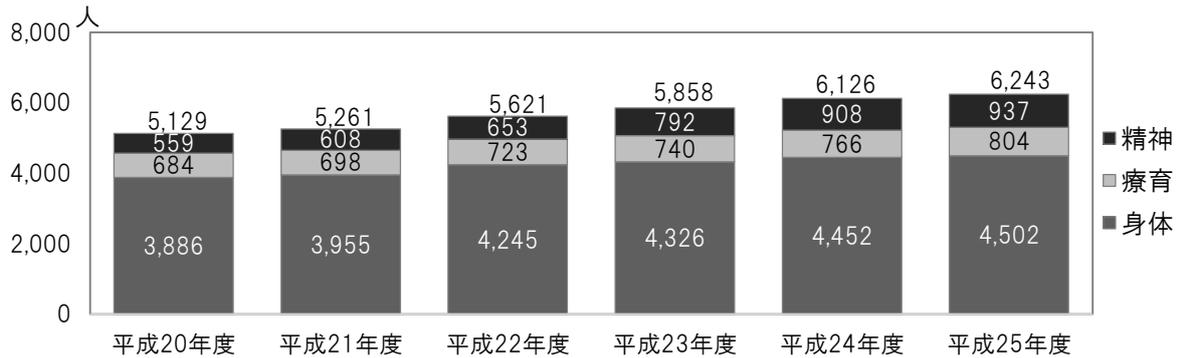


② 障害者福祉の状況

障害者手帳別交付者数の推移を見ると、身体障害者手帳や療育手帳（知的障害者）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の人数（障害者手帳別交付者数）は、平成25年度時点では延べ6,243人で、5年前と比べ、1,100人余り増えています。特に、近年、精神障害者保健福祉手帳交付者数の増加が顕著となっています。

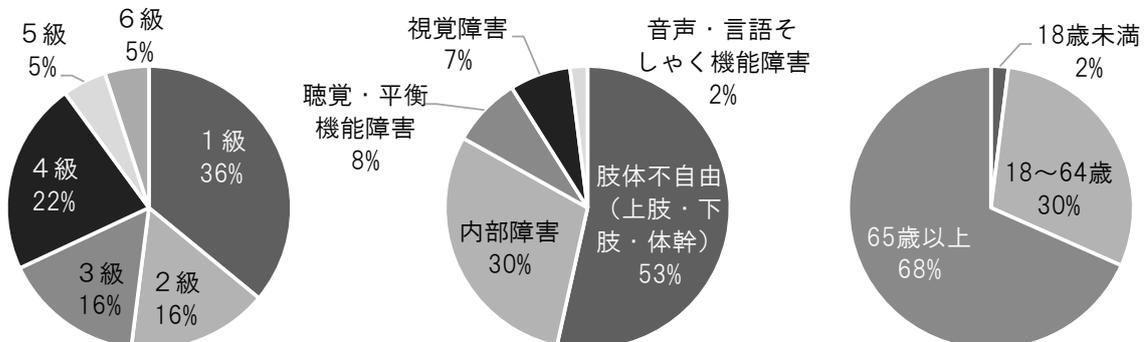
身体障害者手帳交付者の等級・種類・年齢区分別割合を見ると、最重度の1級、肢体不自由、65歳以上の方の割合がそれぞれ最も多くなっています。

■ 障害者手帳別交付者数の推移



資料：障害者福祉課調べ（各年度末現在）

■ 身体障害者手帳交付者の等級・種類・年齢区分別割合



資料：障害者福祉課調べ（平成25年度末現在）

③ 子ども・子育て支援の状況

保育所入所児童数と待機児童数（休職中を含む。）の推移を見ると、平成26年4月1日時点の保育所入所児童数は1,941人で、5年前と比べ、約270人増えています。

就学援助を受けている児童・生徒数の推移を見ると、平成25年度末では1,495人となっています。

児童虐待通告件数の推移を見ると、平成25年度は61件で、5年前と比べ、約1.4倍に増えています。

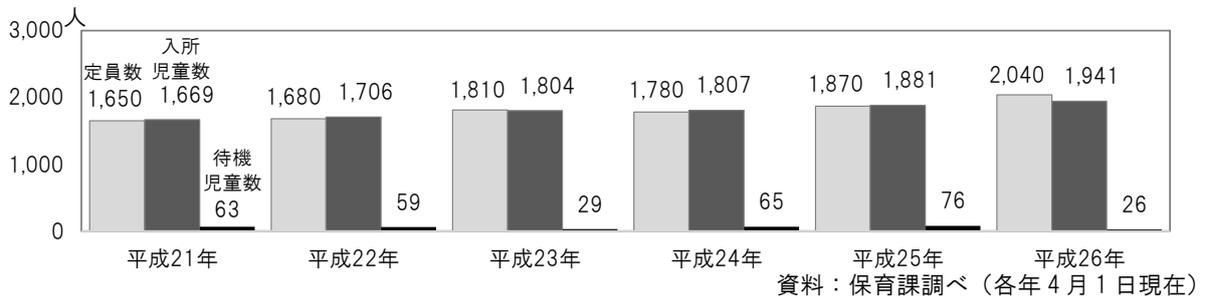
就学援助

経済的な理由で学用品の購入や給食費の支払等に困窮している、公立小・中学校に通う児童・生徒の保護者に対して行う経済的援助をいう。

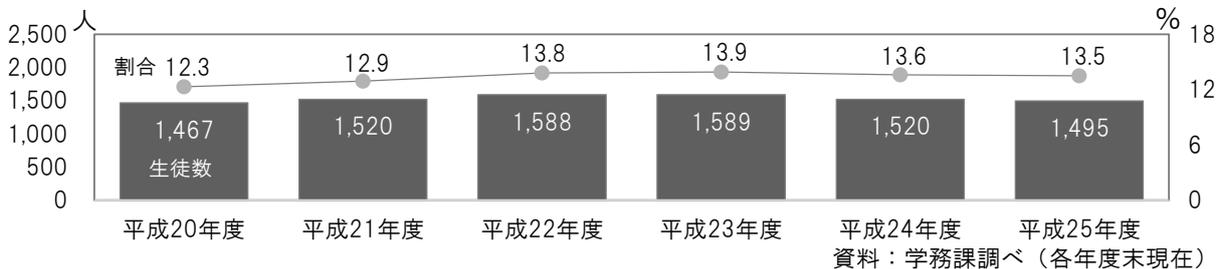
児童虐待

児童虐待とは、親（親に代わる養育者）が子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいう。児童虐待防止法では「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は市や警察等連絡しなければならない」と定めており、これを「通告」という。

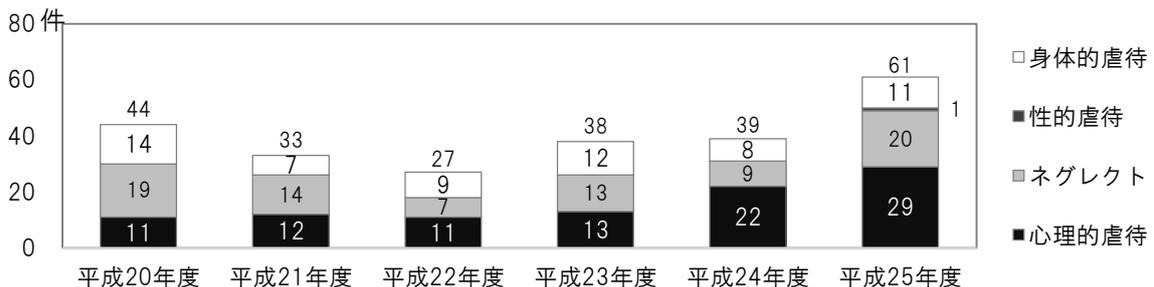
■保育所入所児童数と待機児童数（休職中を含む。）の推移



■就学援助を受けている児童・生徒数の推移



■児童虐待通告件数の推移



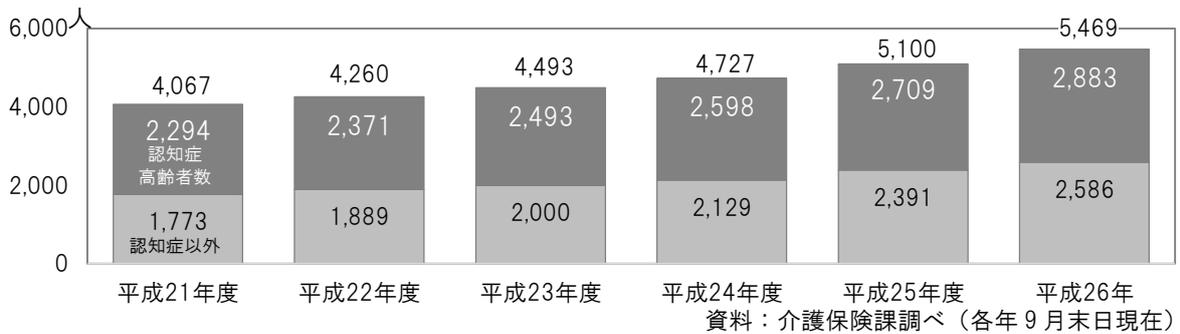
④ 高齢者福祉・介護保険の状況

第1号被保険者における要介護等認定者数及び認知症高齢者数の推移を見ると、平成26年9月末日時点の要介護等認定者数は5,469人で、5年前と比べ、1,400人余り増えています。要介護等認定者数の半数以上は「認知症高齢者」であり、年々増加の一途にあります。

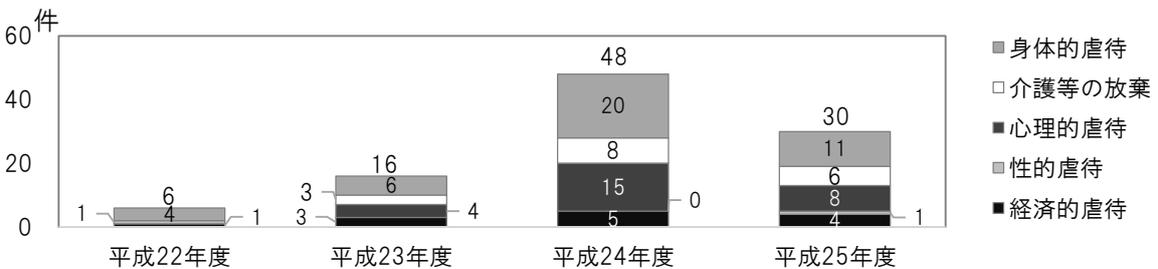
高齢者虐待に関する受理件数の推移を見ると、平成25年度の受理件数は30件で、3年前と比べ、24件増えています。

地域包括支援センターにおける相談受理件数の推移を見ると、平成25年度合計は23,439件で4年前と比べ、11,200件余り増えています。

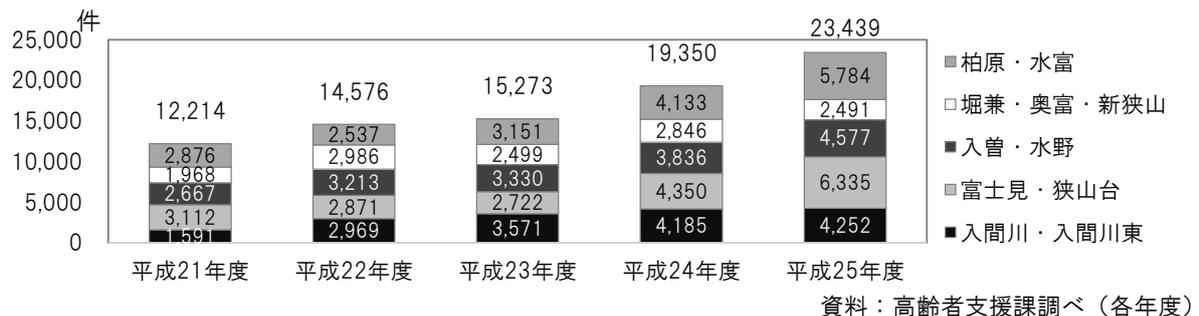
■ 第1号被保険者における要介護等認定者数及び認知症高齢者数の推移



■ 高齢者虐待に関する受理件数の推移



■ 地域包括支援センターにおける相談受理件数の推移



⑤ 市の決算・職員の状況

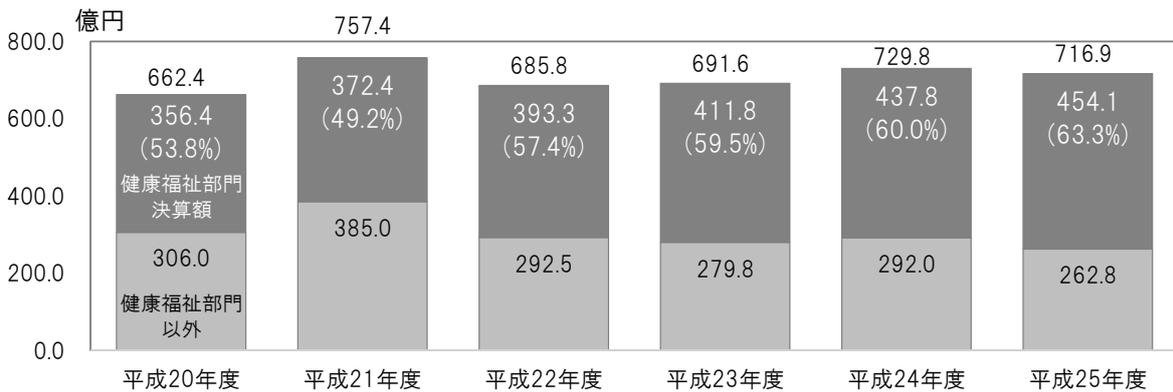
市決算額の推移を見ると、平成25年度時点の総額は716億円余りで、5年前と比べ、50億円余りの増となっています。このうち、健康福祉部門決算額は450億円余りで、5年前と比べ、約100億円増えており、市の歳出全体の6割余りを占めています。

市職員数の推移を見ると、平成26年4月1日時点の市職員数は924名で、5年前と比較し、93名減っています。

このうち、公的福祉制度・サービスの提供に携わる健康福祉部門職員数は276名で、市職員全体の約3割を占めています。今後、公的福祉サービスの提供にあたっては、その質と量を担保し、市民サービスの向上を図りつつ、行財政改革も同時に進めていくことが重要です。

地域福祉施策の実施にあたっては、こうした観点に基づき、効率よく、効果的に進めていく必要があります。

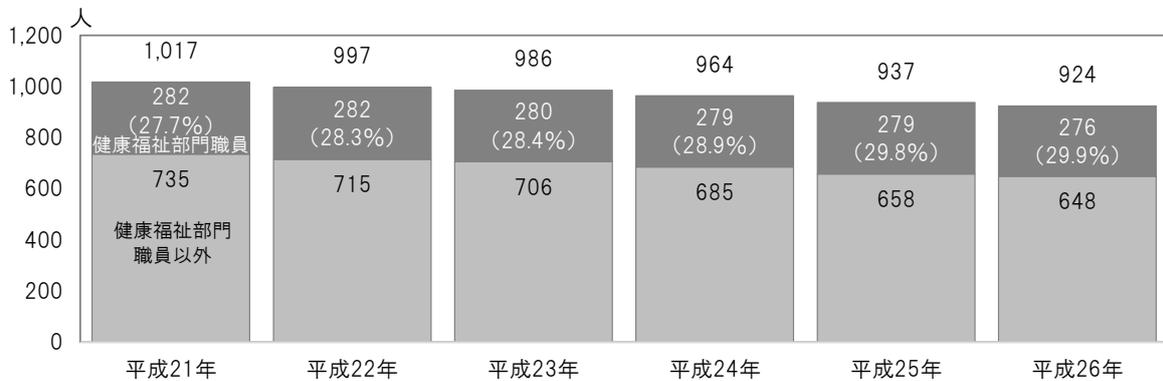
■市決算額の推移



資料：福祉課調べ（各年度）

※健康福祉部門決算額とは、一般会計（民生費の全部、衛生費の一部）及び特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の全部）をいう。

■市職員数の推移



資料：福祉課調べ（各年4月1日現在）

※職員数に消防士を含まない。健康福祉部門職員とは、福祉こども部及び長寿健康部に配属された職員をいう。

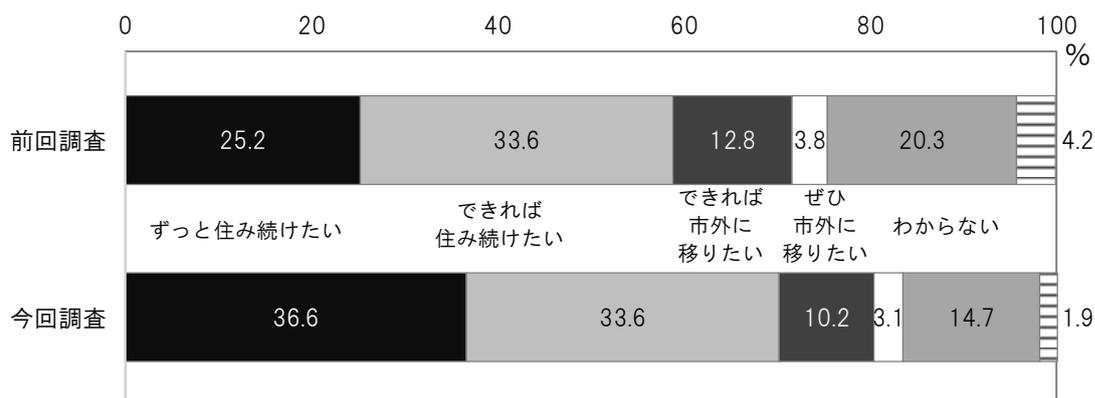
第4節 地域住民の意識や価値観の変化

(1) 市や地域への愛着

狭山市民意識調査報告（平成26年3月）において、今後の居住に関する意向について聞いたところ、「ずっと住み続けたい」または「できれば住み続けたい」と回答した方は合わせて70.2%で、前回調査（平成21年12月）と比べ、11.4%増えています。

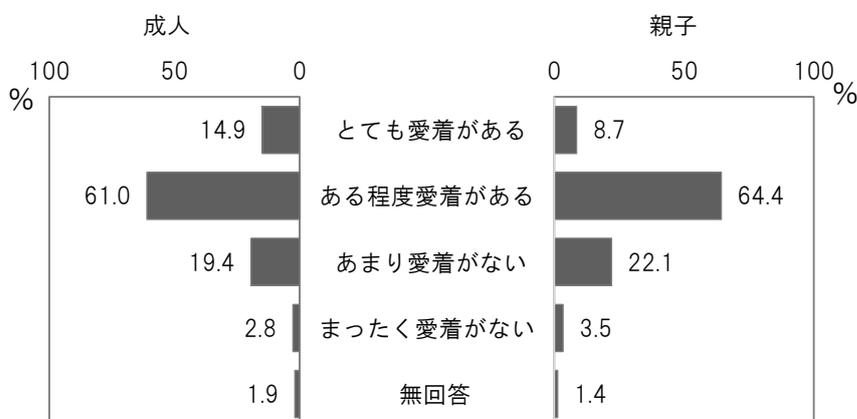
また、成人・親子アンケート調査（16ページ）において、地域に対する愛着について聞いたところ、「とても愛着がある」または「ある程度愛着がある」と回答した方は合わせて、成人の75.9%、親子の73.1%となりました。およそ4人のうち3人は、地域に愛着を持ち、住み慣れた地域においていつまでも暮らしたいと考えています。

■今後の居住に関する意向



資料：狭山市民意識調査（平成26年3月）

■地域に対する愛着



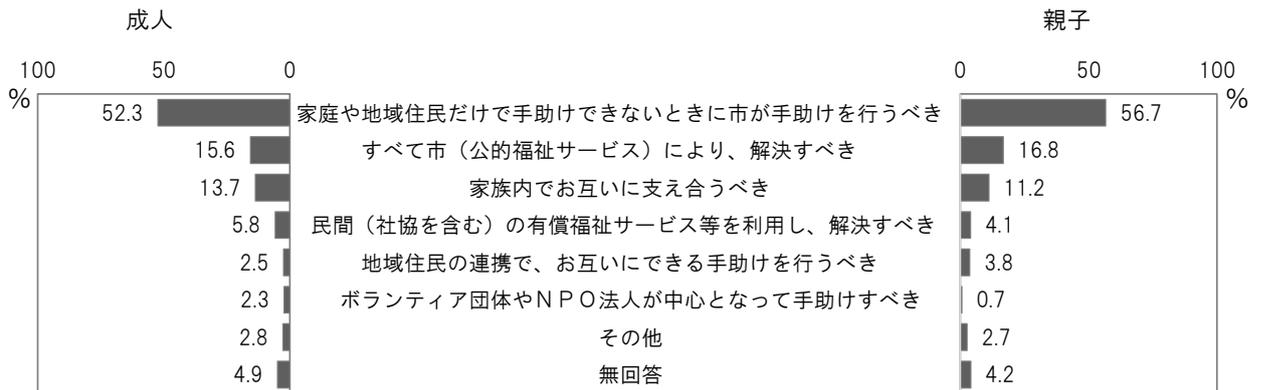
資料：成人・親子アンケート調査（平成25年10月）

(2) 助け合いの意識

成人・親子アンケート調査において、身の回りのことや家事等の生活課題を解決するための「望ましい姿」について聞いたところ、「家庭や地域住民だけで手助けできないときに、市が手助けを行うべき」と回答した成人が52.3%、親子が56.7%となり、最も多くなりました。

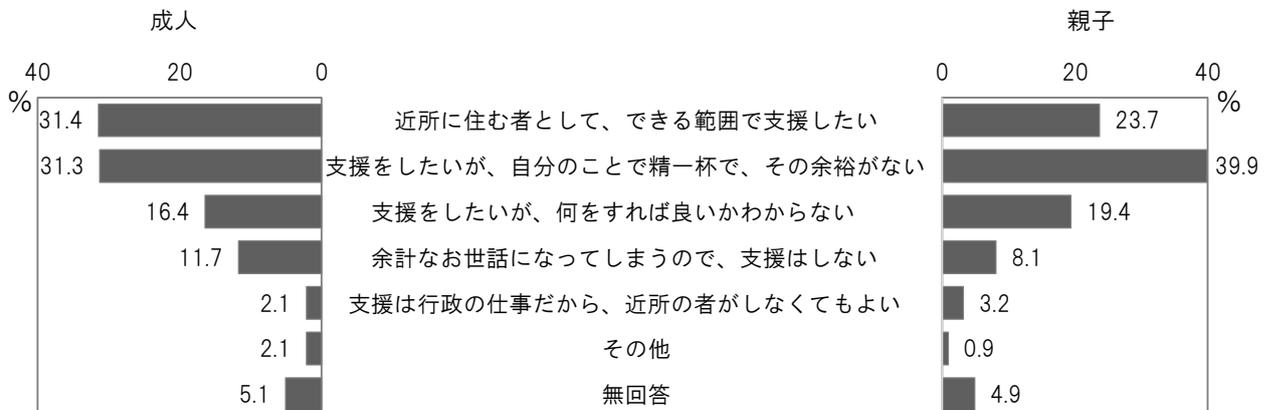
一方、ご近所で生活課題を抱える方がいた場合の解決方法について聞いたところ、「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」と回答した成人が31.3%、親子が39.9%となりました。そのため、「支援」というほど大げさなことではなく、まずは身の回りの無理なくできる範囲から進めていけること、または、気軽な支援としてどのようなことができるかなどの周知をしていくことが必要です。

■生活課題を解決するための「望ましい姿」



資料：成人・親子アンケート調査（平成25年10月）

■ご近所で生活課題を抱える方がいた場合の解決方法



資料：成人・親子アンケート調査（平成25年10月）

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

市及び社協は、地域住民のつながりを深めるとともにその幸せを高め、かつ地域福祉活動の輪を広げるため、今後6年（平成27～32年度）の取り組みを示した「狭山市地域福祉推進計画」を新たに策定しました。

本計画における基本理念を「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」と定め、この理念の下に基本目標（章・節）を掲げ、地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。基本理念の実現に向け、地域住民、地域福祉活動団体、市及び社協の役割を定めます。

<基本理念>

人が人を「さ」さえ、
みんなに「や」さしい、
元気な「ま」ち

<基本目標>

1. 地域住民相互のつながりを深めよう
2. 地域住民の幸せを高めよう
3. 地域福祉活動の輪を広げよう

<地域住民>	<地域福祉活動団体>	<市・社協>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃からご近所と結びつくことにより、何かあったときは助け合える関係を築きます。福祉に関するさまざまな問題を他人事とせず、その関心を高め、ご近所の見守り活動等に活かします。 ○ 病気や障害、介護の有無、年齢に関わらず、それぞれが持つ力を発揮します。また、その解決が困難な場合は、本人が周囲に相談し、または地域住民の気付きにより、地域住民が相互に支え合う環境づくりに努めます。 ○ 「自分たちのまちは自分たちで守る」の考えのもと、自治会や民生委員・児童委員活動に参加・協力することで、地域の支え合いを高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉活動に携わる地域住民がさらに増えるよう、市や社協に協力するとともに、自らの活動を積極的に発信します。 ○ 地域住民がいつまでも健康であり続けるために協力します。また、日常生活に異変が生じていることを発見したときは、市に連絡します。 ○ 点在する地域福祉活動団体をネットワークでつなぎ、顔の見える関係づくりと情報共有等により、個々のスキルアップに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民と良好なつながりを築き、地域福祉への関心を高め、その活動に携わる地域住民がさらに増えるよう、取り組みます。 ○ 生活困窮世帯をはじめ、要援護世帯に対し、適切かつ総合的に支援できるよう、取り組みます。 ○ 地域福祉に携わる多くの地域住民がつながり、個々の活動がさらに高まるよう、取り組みます。 ○ 各種地域福祉施策について、企画立案・実践・検証・改善を繰り返しつつ、取り組みの実効性を高めます。

第2節 基本目標

(1) 地域住民相互のつながりを深めよう

「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」を実現するためには、地域住民同士が日頃からつながりを保ち、地域にどのような福祉課題があるか関心を高め、その解決に向けて地域住民一人一人が行動に移すことが必要です。

このため本章では、①災害時でも平時でも、きちんと自助努力を果たすとともに、地域住民のつながりを築く、②地域福祉への関心を高める、③地域福祉活動に参加する、と段階に応じた取り組みを示し、地域福祉の意識啓発、参加を促します。

(2) 地域住民の幸せを高めよう

住み慣れた地域において、いつまでも幸せに暮らしたいと願う地域住民が多い中、要支援や要介護状態となる高齢者も少なくありません。また、さまざまな事情を抱え、心身に不調をきたす方も増えつつあります。

地域住民一人一人が健康増進または介護予防に向けた取り組みを進めるとともに、ご近所で生活に困っている方等がいれば、地域住民の見守りや支え合い、相談支援機関へのつなぎ等が必要です。

このため、本章では、①健康を保つことを前提としつつ、②心身に不安がある方は気軽に相談ができ、また、③特に支援を必要とする方を世帯として捉え、地域住民や地域福祉活動団体との協働により、総合的に支援するなどの取り組みを示し、地域住民の「福祉＝幸せ」を高めます。

(3) 地域福祉活動の輪を広げよう

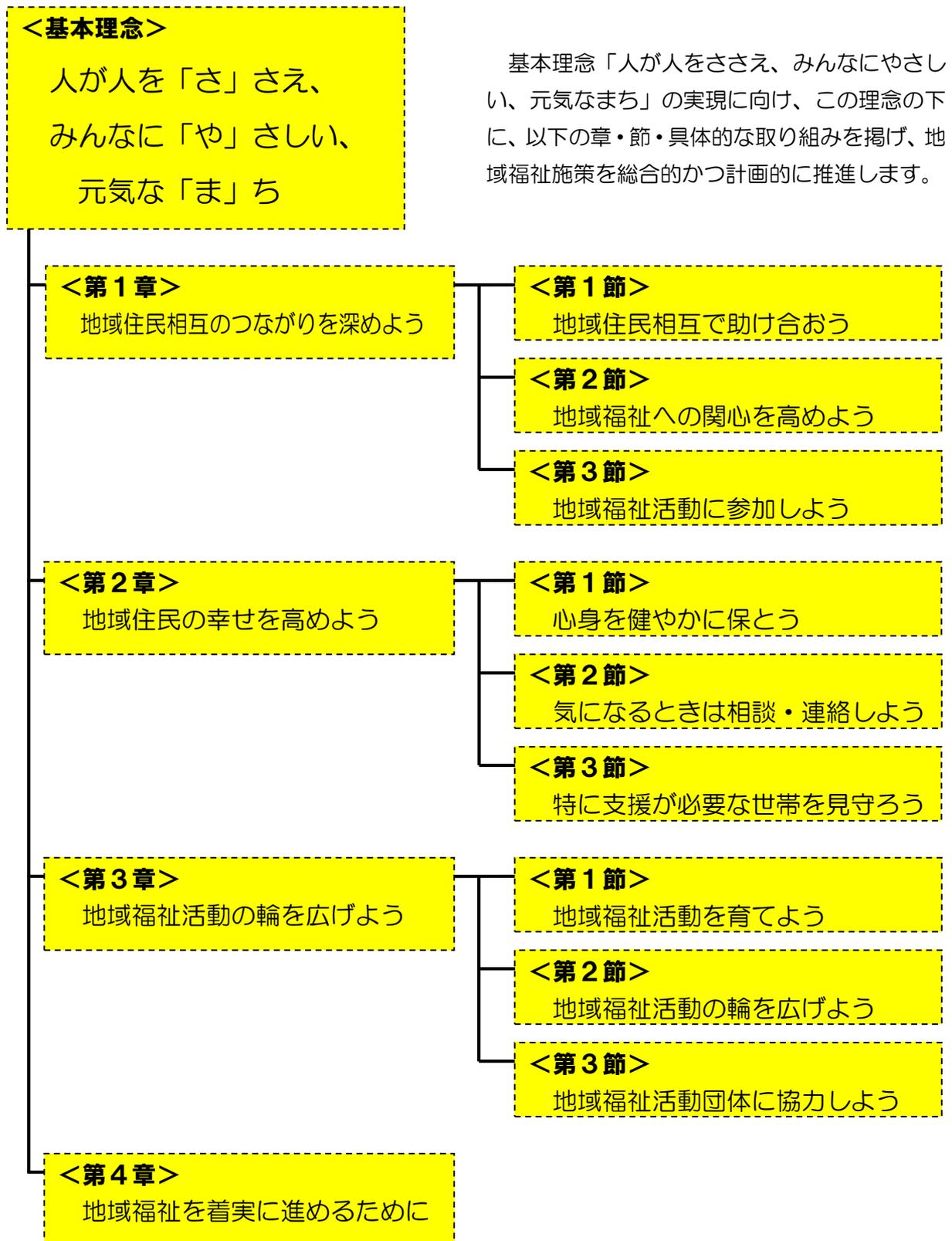
今般の介護保険制度改正により、今後、さまざまな地域福祉活動団体が誕生することが期待されます。これらの団体の活動環境を安定させていくためにも、いわゆる「ヒト・モノ・カネ・情報等資源の不足」について、必要に応じ、適切に助言または支援することが重要です。

また、従来からの地域福祉活動団体の要である「自治会」、「民生委員・児童委員」、「支部社協」は、今後の地域福祉を考える上で、ますます重要なものとなりますが、人材・後継者不足等も深刻であり、市と地域福祉活動団体との役割分担と、活動に対する負担解消を同時に進めていく必要があります。

本章では、①地域福祉活動の立ち上げ支援に加え、②既存の地域福祉活動団体の活動活性化を図り、③地域福祉活動の要となる団体への支援等の取り組みを示し、地域福祉活動の質を高め、活動の輪を着実に広げます。



第3節 施策体系



第2部 協働の取り組み



第1章 地域住民相互のつながりを深めよう

第1節 地域住民相互で助け合おう

■ 目標 ■

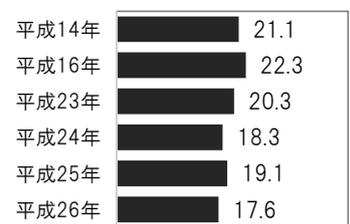
地域住民相互のあいさつや雑談により、ご近所・地域とのつきあいがさらに深まっています。

	25年度	32年度
ご近所づきあいを「日頃から大切にしている」と回答した方の割合	29.4%	増加

■ 現状と課題 ■

○ 内閣府の社会意識に関する世論調査において、地域での付き合いをどの程度しているか聞いたところ、「よく付き合っている」と回答した方の割合が近年微減傾向となっており、地域の中でのつながりが希薄化してきていることが伺えます。

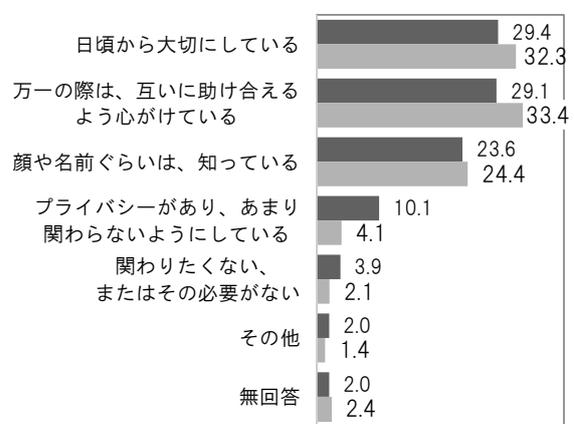
〈国〉「よく付き合っている」



資料：社会意識に関する世論調査

○ 成人アンケート調査及び親子アンケート調査において、ご近所の困りごとについて聞いたところ、「地域住民相互の交流不足・近隣関係の希薄」と回答した方の割合が、成人では16.1%、親子では10.3%となりました。地域のつながりを深めるような取り組みの必要性が高まっています。また、ご近所づきあいについての考えを聞いたところ、「日頃から大切にしている」と回答した方の割合が、成人では29.4%、親子（保護者）では32.3%となりました。万一の際だけではなく、日頃から良好なご近所づきあいができるような関係づくりを促進していく必要があります。

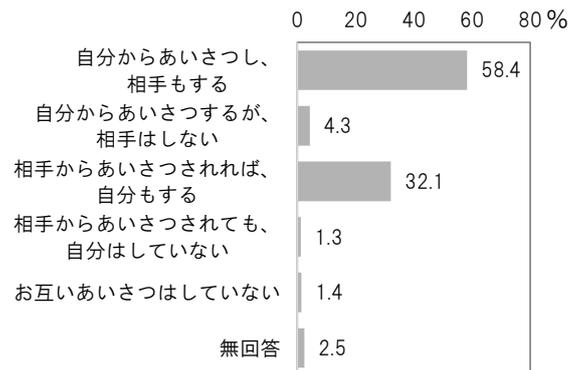
ご近所づきあいについての考え



■成人 ■児童・生徒の保護者
資料：成人アンケート、親子アンケート

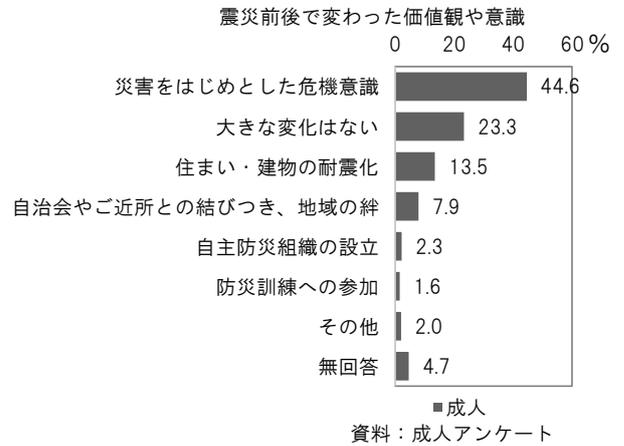
○ 親子アンケート調査において、地域の大人にあいさつしているか聞いたところ、「自分からあいさつし、相手もする」と回答した方の割合が58.4%、「相手からあいさつされれば、自分もする」と回答した方の割合が32.1%となっており、約9割はあいさつをしていることが伺えます。

地域の大人にあいさつしているか

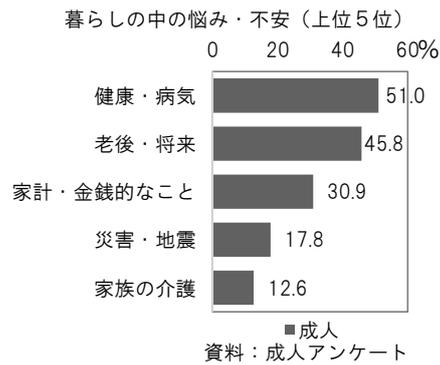


■児童・生徒
資料：親子アンケート

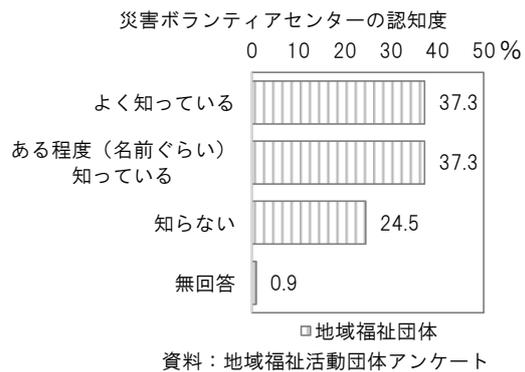
○ 成人アンケート調査において、震災直後の記憶について聞いたところ、「忘れてはいない」と回答した方の割合が62.3%となりました。また、震災の前後を比べ、価値観や意識において最も大きく変わったことを聞いたところ、「災害をはじめとした危機意識」と回答した方が44.6%となりました。



○ 一方、暮らしの中で本人や家庭が抱える悩み・不安について聞いたところ、「災害・地震」と回答した方の割合が17.8%にとどまっており、「健康・病気」(51.0%)や「老後・将来」(45.8%)、「家計・金銭的なこと」(30.9%)に比べ、低くなっています。東日本大震災を契機に、災害に対する意識が高まりをみせている中、各家庭・地域での取り組み(話し合い、備蓄、防災訓練への参加等)が求められています。



○ 地域福祉活動団体アンケート調査において、社協が取り組んでいる災害ボランティアセンターの認知度について聞いたところ、「よく知っている」または「ある程度知っている」と回答した方の割合が、合わせて74.6%となっており、認知度が高くなっています。



■協働の取り組み■

【地域住民】

- ① 自分でできることは、自分でしよう
自分でできることは自分で行い、助けが必要な時は、遠慮せずに助けを求めましょう。
- ② ご近所づきあいを深めよう
ご近所の方々と日頃からあいさつや雑談を交わし、良質なご近所づきあいを大切にしましょう。
- ③ 地域とのつきあいを深めよう
犬の散歩や買い物、自治会行事、公民館サークルや趣味の活動等、定期的に会う方とのあいさつや雑談を交わすなど、地域とのつきあいをさらに深めましょう。

【地域福祉活動団体】

- ① 自助意識を広めよう
「自分でできることは自分で行う。」「助けが必要な時は遠慮せずに助けを求めろ。」などの自助に関する意識を地域に広めましょう。
- ② ご近所づきあいを広めよう
日頃からご近所でのあいさつや雑談を交わすなど、ご近所づきあいを大切にする雰囲気を作り地域の中で広めましょう。
- ③ 地域とのつきあいを広めよう
日頃から地域でのあいさつや雑談を交わすような雰囲気づくりに取り組むなど、地域とのつきあいを広めましょう。



あいさつ運動（狭山台地域づくりを進める会）



除雪活動（平成26年大雪）



サロン活動（笹井ふれあいの会）



防災訓練（日生さやま台自治会）

【市】**① 自助に関する意識啓発（新規）**

地域住民一人一人が自助に関する意識を高められるよう、また、地域住民や地域福祉活動団体が主体となった地域福祉の推進が図られるよう、広報します。

② あいさつ推進期間の制定（新規）

自治会連合会、民生委員・児童委員協議会（民児協）、支部社協等との協働により、新たにあいさつ推進期間を検討・制定・広報し、地域住民のあいさつ運動を側面から支えます。また、あいさつ運動を全市的に展開できるように、広報します。

③ 災害時要援護者支援事業の推進（継続）

自治会連合会、民児協との協働により、災害時要援護者としての同意書の提出及び個別避難支援計画書の作成勧奨を行い、要援護者の災害時の迅速な助け合いを促します。

④ 福祉避難所の指定（新規）

指定避難所での避難生活に支障がある障害者等、要援護者に対応できる「福祉避難所」について、特別養護老人ホームや障害者支援施設等、既存の社会福祉施設を活用した指定がなされるよう、関係施設に働きかけます。

⑤ 防災教育の推進（継続）

さまざまな地域福祉活動団体と協働し、日頃から地域とのつながりを持ち、災害時の助け合いを促すための講座、研修会等の地域福祉事業を開催します。

【社協】**① 福祉教育等を活用した地域住民相互のつながりづくり（拡充）**

小中学校で行われる福祉教育において、地域住民がボランティアとして行う福祉教育を推進するとともに、支部社協の事業やふれあいサロンを通して、日頃から地域でのあいさつが交わせるような雰囲気づくりに取り組み、地域住民相互のつながりを広げるよう努めます。

② 災害時要援護者に対する日頃からの見守り活動の推進（新規）

災害時における地域住民相互の助け合いは、災害時を意識した日頃からの見守り活動が重要であるため、その活動内容等を積極的に広報するなど、見守り活動の推進に努めます。

③ 災害ボランティアセンター運営スタッフの育成（新規）

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を通して、災害時に地域住民が災害ボランティアセンターの運営スタッフとして活動できるよう育成に努めます。



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

第2節 地域福祉への関心を高めよう

■ 目標 ■

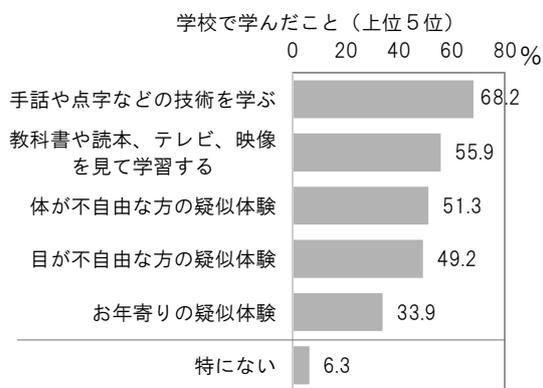
地域住民における本計画の認知度をはじめ、地域福祉に関する意識・関心が高まっています。

	25年度	32年度
地域福祉計画を「知っている」「名前ぐらいは知っている」と回答した方の割合	28.1%	増加

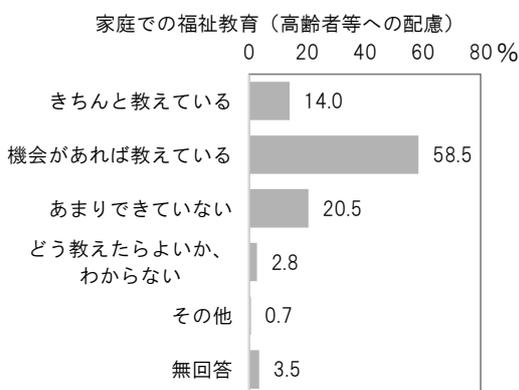
■ 現状と課題 ■

○ 近年、家族規模の縮小や人々の価値観・ライフスタイルの変化等を背景として、社会志向よりも個人志向を求める地域住民が増え、地域や福祉への関心が薄れているとみられます。

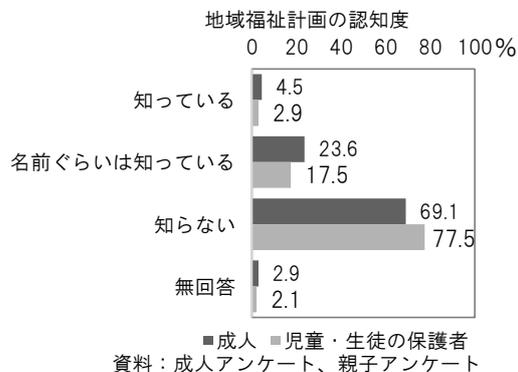
○ 親子アンケート調査において、福祉に関して学校で学んだことがあるものについて聞いたところ、「手話や点字」と回答した方の割合が68.2%と最も高く、次いで「教科書や映像学習」(55.9%)、「体が不自由な方の疑似体験」(51.3%)、「目が不自由な方の疑似体験」(49.2%)となりました。一方、「特にない」と回答した方の割合が6.3%にとどまっており、9割以上の児童・生徒が何らかの福祉教育・学習を受けていることが伺えます。



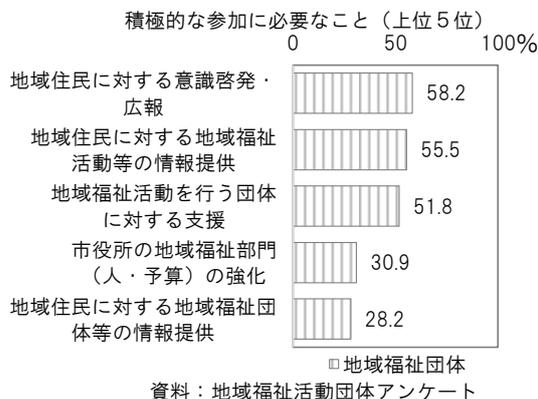
○ 親子アンケート調査において、保護者に対し、家庭での福祉教育について聞いたところ、「どう教えたらよいかわからない」と回答した方の割合が2.8%ありました。少数ではありますが、家庭での福祉教育についても、取り組みを進める必要があります。



○ 地域福祉計画の認知度について聞いたところ、「知っている」「名前ぐらいは知っている」と回答した方の割合は、成人の3割弱、親子(保護者)の約2割と低くなっています。一方、地域福祉活動団体アンケート調査において、地域住民の地域福祉活動への積極的な参加に必要なことについて聞いたところ、「地域住民に対する意識啓発・広報」と回答した方の割合が半数を超えており、意識啓発の重要性が浮き彫りとなっています。



○ 地域福祉への意識や関心を高める取り組みとして開催した「地域のつながりと支え合いを考える集い」における参加者アンケートでは、「地域のつながりの必要性を改めて感じた」、「共助という言葉は初めて知った」など、意識の醸成につながったという意見が多く挙げられています。



■協働の取り組み■

【地域住民】

- ① **地域福祉への意識を高めよう**
地域とのつながりをきちんと持ち、お互いに助け合うなど、地域福祉への意識・関心をさらに高めましょう。
- ② **地域福祉の情報を集めよう**
市や社協の広報紙やホームページをはじめ、地域福祉活動団体が発信する情報等を集めるなど、地域福祉に関する情報に関心を持ちましょう。
- ③ **地域福祉事業に参加しよう**
「地域のつながりと支え合いを考える集い」をはじめ、講座や研修会等に積極的に参加しましょう。

【地域福祉活動団体】

- ① **地域福祉への意識を広めよう**
地域とのつながりをきちんと持ち、お互いに助け合うなど、地域福祉への意識・関心を地域に広めましょう。
- ② **地域福祉事業に参加しよう**
地域福祉への意識や関心を高める取り組みである「地域のつながりと支え合いを考える集い」をはじめ、講座や研修会等に地域住民が参加できるよう促しましょう。

【市】

① 協働による地域福祉事業の推進（継続）

さまざまな地域福祉活動団体と協働のもと、日頃から地域とのつながりを持ち、何かあったときにはお互いに助け合う意識を高めるための講座、シンポジウム、研修会、パネル展等の事業を開催し、地域住民の福祉に関する意識啓発を図ります。特にパネル展は、医療機関や大学、大型店舗等、集客力のある施設での開催について検討します。

② 会社から地域社会へのライフスタイルの円滑な移行（新規）

会社中心の生活にあった会社員等が定年退職後、地域に愛着を持ち、社会的な居場所を自ら確保できるよう、ライフスタイルの円滑な移行を目的とした講座や学習会を開催します。

③ 福祉コミュニティの向上等に関する講座等の開催（継続）

「生涯学習まちづくり出前講座」において、さまざまな行政情報を積極的に提供し、地域・福祉コミュニティに関する意識啓発を図るとともに、地域住民と行政が一体となったまちづくりの推進に努めます。

④ 福祉等に関する意識啓発（継続）

地域住民一人一人が基本的人権を尊重し、差別や偏見のない地域社会をつくるための人権啓発講演会を開催します。また、障害者をはじめとする社会的弱者に対する偏見や差別意識の解消、虐待防止、認知症への理解、消費者被害防止等、地域住民の福祉等に関する意識啓発を図ります。

⑤ 広報の推進（継続）

地域住民にとっていつでも、どこでも、福祉をはじめとしたさまざまな行政情報が分かりやすく、利用しやすく入手できるよう、広報紙や公式ホームページをはじめ、モバイル、ソーシャルネットワーク等を活用した情報発信を図ります。また、障害者が使いやすいようアクセシビリティに配慮した情報発信に努めます。



地域のつながりと支え合いを考える集い



地域のつながりと支え合いを考えるパネル展

【社協】

- ① 協働による地域福祉事業の推進（継続）
市や地域福祉活動団体と協働し、地域とのつながりや助け合いに関する講座、シンポジウム、研修会、パネル展等の事業を開催し、地域住民の福祉に関する意識啓発を図ります。
- ② 福祉教育等のメニュー開拓（継続）
小中学校等での福祉教育や彩の国ボランティア体験プログラム等について、参加しやすいメニューを開拓することにより、地域福祉への関心が高まるよう努めます。
- ③ 地域福祉活動団体が行う福祉教育の推進（新規）
PTAによる家庭教育・成人教育や企業による福祉教育等、地域福祉活動団体が行う福祉教育について、各種相談等の支援を行うことにより、福祉教育を推進し、福祉への関心が高まるよう努めます。
- ④ 福祉出前講座の実施（継続）
地域福祉に関する出前講座を実施することにより、福祉のまちづくりを推進します。
- ⑤ 地域住民主体の地域福祉活動の広報（継続）
地域住民主体による地域福祉活動を広報紙等で積極的に紹介し、地域福祉への関心が高まるよう努めます。



地域福祉推進研修会



福祉体験学習（入間川東小）



狭山台地区福祉講座



社協マスコットキャラクター「こころちゃん」

第3節 地域福祉活動に参加しよう

■ 目標 ■

地域福祉活動に参加する地域住民が増えています。

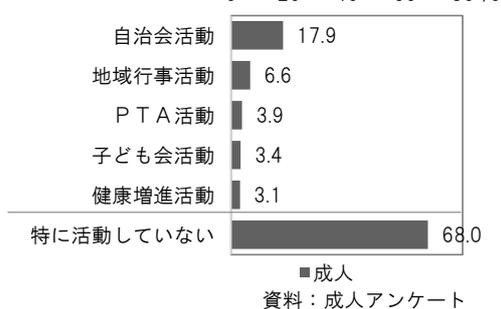
	25年度	32年度
地域活動について「特に活動していない」と回答した方の割合	68.0%	減少

■ 現状と課題 ■

○ 地方分権がさらに加速する中、地域福祉活動をはじめ、まちづくりへの地域住民の参画は必要不可欠なものとなっています。このことから、地域福祉活動への意欲を持った人材を発掘・育成することが重要となっています。

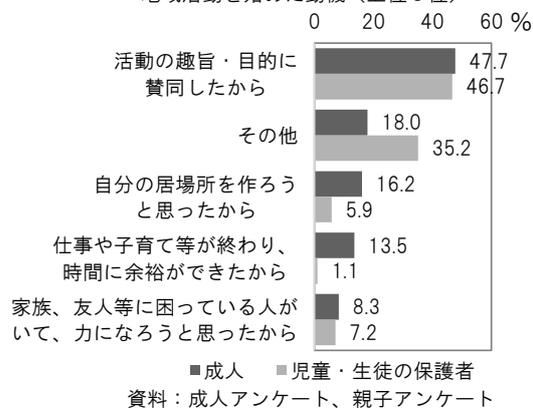
○ 成人アンケート調査において、現在行っている地域活動について聞いたところ、「特に活動していない」と回答した方の割合が7割弱となっており、地域福祉活動に取り組めるような仕掛けが必要です。

現在行っている地域活動（上位5位）



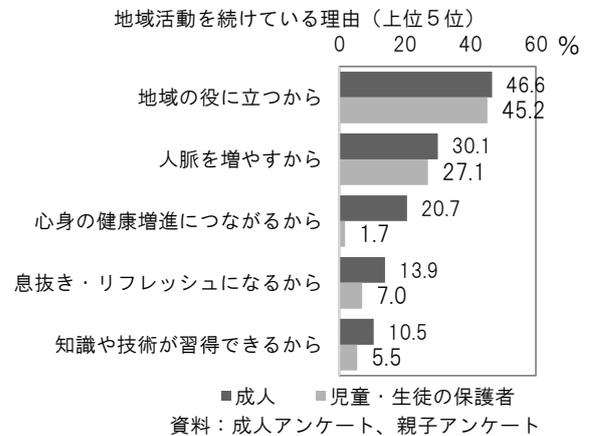
○ 成人アンケート調査及び親子アンケート調査において、地域活動を始めた動機について聞いたところ、「活動の趣旨・目的に賛同したから」と回答した方の割合が半数近くとなりました。今後、こうした方々の割合を増やしていくためにも、地域福祉活動の適切な情報提供が必要です。

地域活動を始めた動機（上位5位）



○ ご近所で生活課題を抱える方がいた場合の解決方法 (33 ページ) について聞いたところ、成人アンケート調査では「ご近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が最多となりました。一方、親子アンケート調査では「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」が最多となりました。ご近所において、できる範囲で無理なく支え合うようなきっかけづくり等が進むよう意識啓発を図ることが重要です。

○ 地域活動を続けている理由について聞いたところ、「地域の役に立つから」と回答した方の割合が成人アンケート調査、親子アンケート調査ともに4割半ばとなりました。



■協働の取り組み■

【地域住民】

① 地域福祉活動に参加しよう

さやま市民大学をはじめ、各種講座を受講しましょう。また、学んだ成果を活かして、地域福祉活動へ積極的に参加しましょう。さらに、参加者同士で地域福祉活動団体を立ち上げ、その活動を発展しましょう。



有償福祉サービス（ささえあい狭山）

【地域福祉活動団体】

① 担い手を増やそう

地域福祉活動について地域住民に周知し、地域の中で誘いあい、地域住民の参加につなげ、担い手を増やしましょう。



地域ふれあいサロン（オアシス作業所を支える会）



ふれあいカフェ（なないろ）



親子ふれあい田植え（杜の会）

【市】

① 福祉人材の育成（継続）

福祉に関する講座を開催し、傾聴ボランティアや子育てボランティア、認知症サポーター等、福祉人材を育成します。

② まちづくり等を担う人材の育成等（継続）

活力ある地域社会の実現とまちづくり活動につながる人材の育成を目的とする「さやま市民大学」において、まちづくりを担う人材を育成するとともに、学びの成果を地域社会のなかで活かせるよう、適切に支援します。

③ 地域福祉活動等情報検索システムの利用促進（継続）

地域に点在するさまざまな地域福祉活動について、地域ポータルサイト「さやまるシェ」において検索・閲覧できる地域福祉活動等情報検索システム「ふれあいネット」の利用を促し、地域住民の福祉活動への参加促進を図ります。

④ 地域福祉活動団体が行うイベント等の情報発信（継続）

地域福祉活動団体をはじめ、医療・福祉・教育機関が行う地域福祉関係事業等について、広報紙やホームページ等に掲載し、地域住民の福祉への参加促進に努めます。

⑤ 福祉人材養成に向けた協力（継続）

市内大学等から現場実習生の受け入れ要請に積極的に応え、社会福祉士や看護師等、福祉人材の養成に貢献します。

【社協】

① 企業・大学等が行うボランティア活動への支援（継続）

企業・大学等からのボランティア活動の申し入れについて、地域・福祉施設等との需給調整を行い、企業・大学等が行うボランティア活動への支援に努めます。

② 地域福祉活動団体が行うイベント等の広報（継続）

地域福祉活動団体が行うイベント等について、広報紙やホームページ等で広報することにより、地域住民の福祉への参加促進に努めます。

③ 福祉人材養成に向けた協力（継続）

市内大学等からの実習生を積極的に受け入れ、社会福祉士や看護師等の福祉人材の養成に貢献します。

また、社協内に社会福祉士実習指導者養成課程を修了した人材を配置し、実習生の受け入れ体制を整備します。

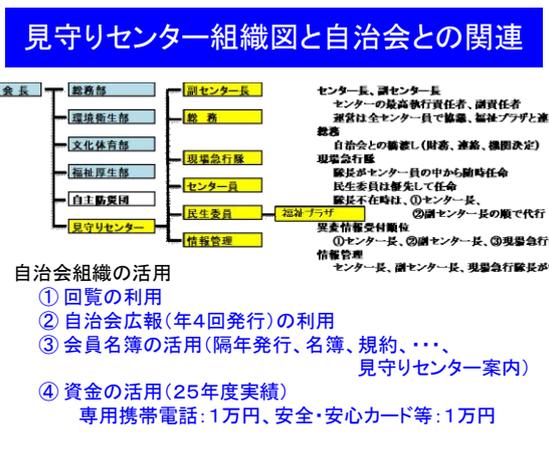
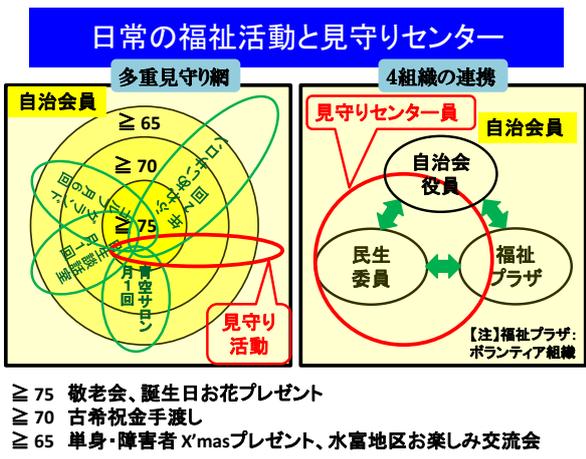
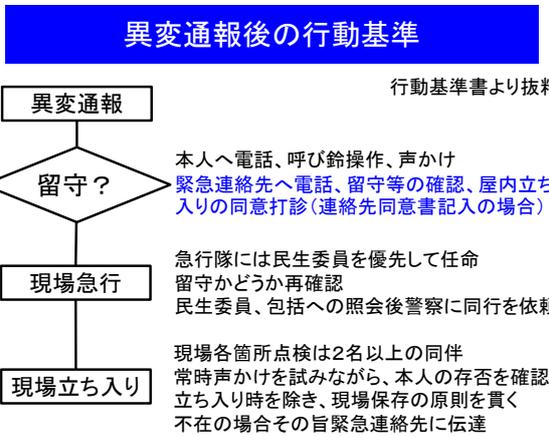
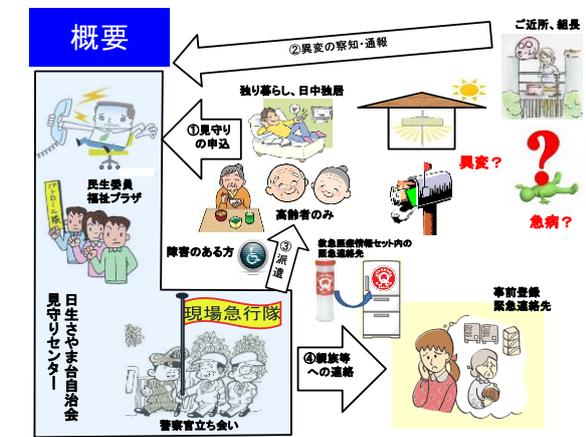
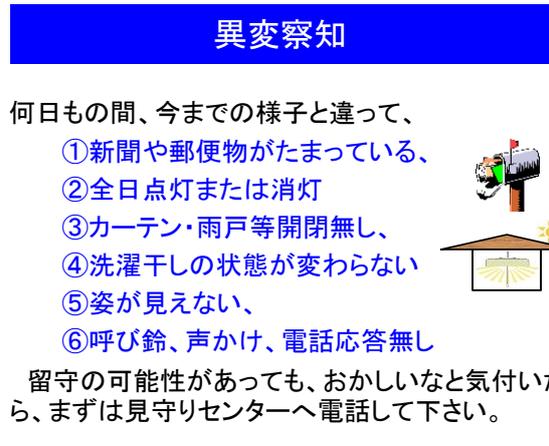
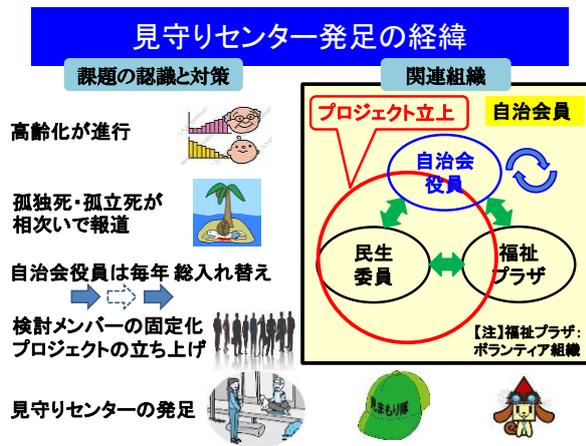


傾聴ボランティア養成講座

■トピックス（住民主体による地域福祉活動の先進的事例）

日生さやま台見守りセンターの取り組み

日生さやま台では、地域住民主体による「見守りセンター」が設置されています。地域住民の日常生活上の異変につき、近隣住民が見守りセンターに通報し、安否確認等が行われています。



第2章 地域住民の幸せを高めよう

第1節 心身を健やかに保とう

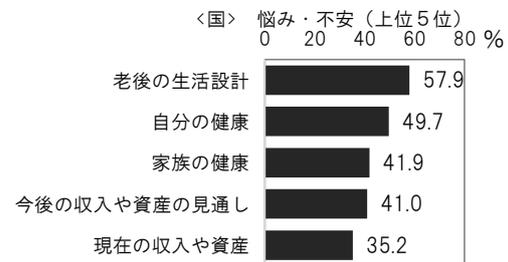
■ 目標 ■

健康づくりに励む地域住民が着実に増えています。

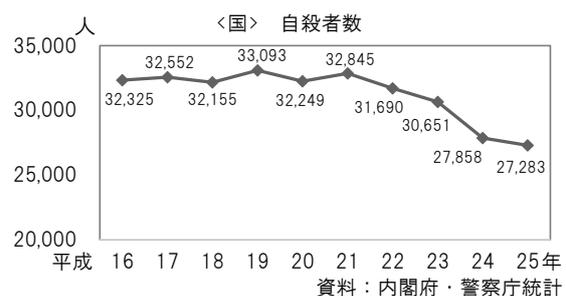
	25年度	32年度
暮らしの中での悩み・不安として「健康・病気」と回答している方の割合	51.0%	減少

■ 現状と課題 ■

- 内閣府の国民生活に関する世論調査において、日頃の生活の中で、悩みや不安を感じていることについて聞いたところ、「自分の健康」や「家族の健康」と回答した方の割合が上位2位、3位を占めました。また、そうした方の割合は、年々増加傾向にあります。
- 成人アンケート調査において、暮らしの中の悩み・不安 (39 ページ) について聞いたところ、「健康・病気」と回答した方の割合が約5割で最も多くなりました。健康に関する不安を抱える人が多いことが伺えます。
- 全国の自殺者数は、自殺総合対策大綱が改訂された平成24年以降、2年連続で減少傾向にありますが、依然として深刻な状況です。また、精神障害者保健福祉手帳交付者数 (28 ページ) は過去5年間で約1.5倍と、身体的、精神的3障害中、最も増加率が高くなっています。こうしたことから、こころの健康づくりについても取り組みをさらに進める必要があります。
- 要介護等認定者数 (30 ページ) は、過去5年間で約1,500人増えており、その半数が認知症高齢者です。今後も介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、介護予防の取り組みを高めることが重要です。



資料：国民生活に関する世論調査



■協働の取り組み■

【地域住民】

- ① 健康づくりへの関心を高めよう
 健やかなところと身体の維持増進に向け、地域住民一人一人が健康づくりへの学びを深め、健康づくりに関する意識・関心をさらに高めましょう。
- ② 健康づくり活動に参加しよう
 地域で行われている健康づくりの活動や講演会等に積極的に参加し、健康増進に努めましょう。
- ③ 介護予防活動に参加しよう
 誰もが加齢に伴い、介護が必要となることについてきちんと理解し、その予防に向けた活動に積極的に参加しましょう。



産後ケア（さやマドレ）

【地域福祉活動団体】

- ① 健康づくりの風土を広めよう
 健康づくりに関する地域住民の意識・関心を高め、健康づくりの風土を広めましょう。
- ② 健康づくり活動を広めよう
 ラジオ体操をはじめ、青空サロンやコミュニティサロン等、地域の中で健康づくりの活動を広めましょう。
- ③ 介護予防活動を広めよう
 地域包括支援センターや介護保険事業者と連携して、介護についての理解を深める活動を広めましょう。



ふれあいサロン（ささえ愛つつじ野）



粹・活サロン（狭山台地域づくりを進める会）



元気カレッジ

【市】

① 健康づくり活動の推進（継続）

健康づくり推進協議会、すこやか推進員会、すこやか体操普及指導員連絡会の健康づくり3団体との協働により、地域における健康づくり活動を推進します。

② 心と体の健康づくりの推進（継続）

疾病予防、心と体の健康づくり、食育に関する意識の普及啓発を図るための講座や学習会等を開催します。また、疾病の早期発見・治療により、疾病予防、重症化予防に向けた取り組みをはじめ、心と体に関する相談支援体制を推進します。

③ 介護予防事業の推進（新規）

高齢者等が要支援・要介護状態となることを予防するための講座等を開催します。

また、介護保険法改正に伴う要介護者の総合支援体制づくりに努めます。

【社協】

① 健康づくりに関する広報（新規）

健やかな心と体の維持増進に向けて、健康づくりを中心とするふれあいサロン活動の紹介や、支部社協をはじめ、地域福祉活動団体が開催する健康づくりに関する講演会を広報します。



「ちゃきちゃき倶楽部」修了生グループの活動



「ちゃきちゃき倶楽部」修了生グループの活動

■トピックス（地域住民が主体となった健康づくり活動の概要）

市の健康づくり3団体の取り組み

市は、「第2次健康日本21 狭山市計画・狭山市食育基本計画」に基づき、「健康づくり3団体」を推進主体と位置付け、協働して健康づくりを推進しています。また、団体間の連絡調整等を図るため「すこやかさやま連絡協議会」が組織されています。健康づくり3団体の取り組みを紹介します。

① 狭山市健康づくり推進協議会

狭山市健康づくり推進協議会は、昭和63年に狭山栄養大学修了生が中心となって発足しました。平成26年12月現在65名の会員が活動しています。

保健センターや公民館、学校等において、料理教室や体操教室を開催するとともに、ウォーキング等の活動を行っています。



② すこやか推進員会

すこやか推進員は、地域における健康づくりの担い手として、市内各自治会より自治会長の推薦をいただき、平成4年に発足しました。平成26年12月現在8地区105名で構成されています。

活動は、主に自治会単位で行い、各地区の公民館や集会所において「すこやか体操」「体力測定会」「ウォーキング」等を行っています。



③ すこやか体操普及指導員連絡会

すこやか体操普及指導員連絡会は、「健康日本21 狭山市計画」策定時にアクションプログラムとして制作した「すこやか体操」を普及するため、平成14年に発足しました。平成26年12月現在59名の会員が活動しています。

各地域をはじめ、保育所や幼稚園、公民館、サピオ稲荷山等において、積極的にすこやか体操の普及活動を行っています。



第2節 気になるときは相談・連絡しよう

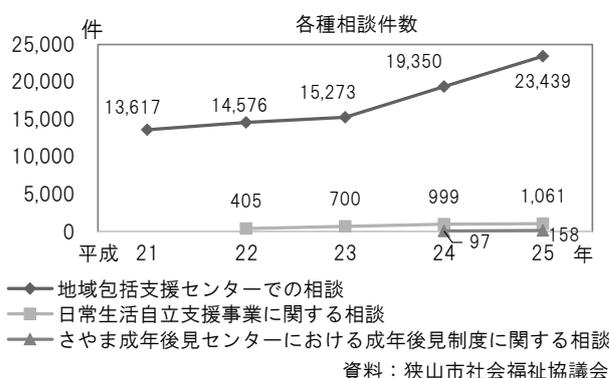
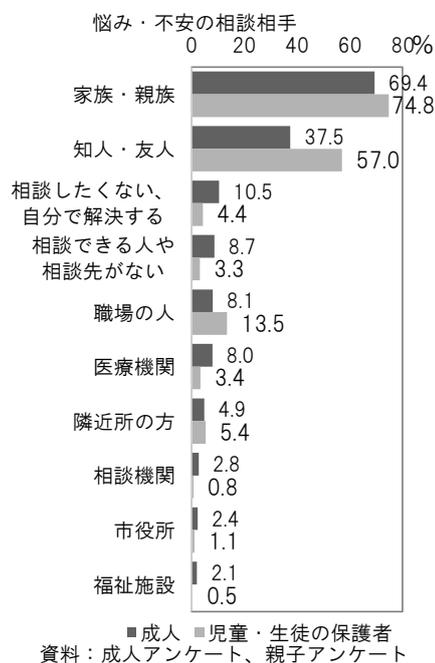
■ 目標 ■

気になることがあった時には、気軽に相談・連絡できる地域が増えています。

	25年度	32年度
悩み・不安の「相談できる人や相談先がない」と回答した方の割合	6.7%	減少

■ 現状と課題 ■

- 近年、個人の抱える課題が多様化してきており、例えば一つの世帯に要介護の親と障害児がいるなどの複合的問題が生じたり、生活に困窮する方への支援が社会問題化したりするなど、相談内容が複雑・多様化しています。
- 成人アンケート調査及び親子アンケート調査において、暮らしの中で本人や家庭に関する悩み・不安について聞いたところ、何らかの悩み・不安を抱える方の割合が約8割に達しています。また、それらの**悩み・不安の相談相手**について聞いたところ、「家族・親族」と回答した方の割合が約7割と最も多くなっています。一方、「市役所」や「相談機関」等、専門機関に対する相談は数パーセントであり、こうした相談支援機関について、さらなる周知が必要です。
- **地域包括支援センターでの相談件数をはじめ、日常生活自立支援事業に関する相談件数、さやま成年後見センターにおける成年後見制度に関する相談件数は、いずれも増加傾向にあり、徐々に相談支援機関が認知されています。**



■協働の取り組み■

【地域住民】

① 相談先を把握しよう

市や社協、地域にあるさまざまな相談支援機関について、いざという時に相談できるよう、事前に把握しておきましょう。

② 困ったときには相談しよう

自分や家族のことで困りごとがあったときは、自分でできることは自分が行った上、市や社協、地域にあるさまざまな相談支援機関に相談しましょう。

③ 異変に気づいたら連絡しよう

ご近所において、生活に困っている人、社会的に孤立している人、認知症等により、普段の生活に異変が生じている人等を発見したときは、市に相談・連絡しましょう。

【地域福祉活動団体】

① 相談支援機関の情報を広めよう

市や社協、地域にあるさまざまな相談支援機関について、いざという時に相談できるよう、地域の中で相談支援機関に関する情報を共有し、広めましょう。

② 異変に気づいたら連絡しよう

ご近所において、生活に困っている人、社会的に孤立している人、認知症等により、普段の生活に異変が生じている人等を発見したときは、市に相談・連絡しましょう。

③ 地域福祉課題を解決しよう

日頃の活動や地域ケア会議等を通じて、地域の中で生じている福祉課題の発見と、解決に向けた取り組みを進めましょう。



地域包括支援センター

【市】

① 市の相談支援体制の推進（継続）

福祉課をはじめ、市役所内の福祉部門窓口や市民相談室、保健センターや青い実学園等において、相談者の主訴を捉えた適切な相談支援を実施するとともに、必要に応じて福祉サービスの手続・助言・案内を行うなど、市における相談支援体制を推進します。

② 福祉の総合化に向けた研究（新規）

本庁舎総合窓口において、地域住民の転出や死亡等、ライフイベントに対応した公的福祉サービスの手続案内が行えるよう検討します。また、市民サービスの向上に向け、福祉の総合化に関する研究を進めます。

③ 地域における相談支援体制の充実（拡充）

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、子育てプレイス等、地域における相談支援体制を推進します。特に、急速に進む高齢化に対応するため、地域包括支援センターの相談支援体制を強化します。

④ 相談支援機関の周知（継続）

地域における相談支援機関の役割や場所、日時等について、広報紙やホームページ、リーフレット等により広報し、その周知に努めます。また、地域の相談支援機関において、福祉講座や各種福祉サービス等に関する情報が受けられるよう、情報発信の充実に努めます。

⑤ 地域における高齢者の福祉課題の解消に向けた検討（継続）

介護保険法に基づいて、日常生活圏域ごとに開催する地域ケア会議において、高齢者の地域における福祉課題の解消に向けた検討を行います。

⑥ 要援護高齢者等支援ネットワーク拡充の検討（拡充）

要援護高齢者等支援ネットワーク（高齢者の日常生活異変に気付いた地域住民等の連絡により、地域包括支援センター職員等が安否確認等を行う仕組み。）について、孤立死防止の観点から対象範囲の拡充に向けた検討を行います。また、本ネットワークを活用し、高齢者等に対する情報発信（意識啓発・注意喚起等）について研究します。

⑦ 福祉サービスの適正な利用促進に向けた周知（継続）

「生涯学習まちづくり出前講座」において、さまざまな行政情報を積極的に提供し、福祉サービスの適正な利用を促します。また、公的福祉サービスが利用者に周知され、適切な利用につながるよう、ホームページ等での情報発信に努めます。



地域ケア会議（富士見・狭山台地域包括支援センター）

【社協】

- ① 生活困難者への総合相談体制の整備（新規）
経済的困窮、意思決定に対する障害等、日常生活に困難さを抱えて社会的孤立状態にある世帯に対する総合相談ができるよう、相談支援体制の整備に努めます。
- ② 身近な地域でのボランティア相談等の推進（新規）
地域に密着したボランティア活動について、情報の収集・発信を行うとともに、より身近な地域でのボランティア活動の需給調整ができるよう支援体制の整備に努めます。
- ③ 成年後見人等への相談支援（新規）
成年後見人等である親族や市民後見人の活動を支援するため、権利擁護に関する法律相談等の開催に努めます。
- ④ 相談支援機関に関する広報の推進（継続）
相談内容に応じた相談支援機関や相談事例の周知等、相談支援機関に関する広報の推進に努めます。
- ⑤ 地域福祉課題の発見と解決に向けた支援（新規）
支部社協の事業やふれあいサロン、ボランティア活動等を通して、地域福祉課題の発見と解決に向けた支援に努めます。



社協相談窓口（イメージ）

第3節 特に支援が必要な世帯を見守ろう

■ 目標 ■

虐待や孤立、多問題、消費者被害等、特に支援が必要な世帯に対し、地域での見守りが進んでいます。

	25年度	32年度
ご近所に住む者として、できる範囲で支援したいと回答した方の割合	31.4%	増加

■ 現状と課題 ■

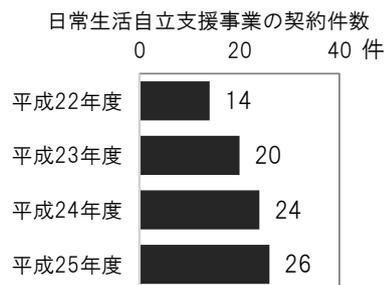
○ 平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、平成24年には「孤立死問題」が顕在化しており、地域住民相互の助け合いや見守り活動が重要となっています。

○ ご近所で生活課題を抱える方がいた場合の解決方法(33ページ)について聞いたところ、成人アンケート調査では「ご近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が最多となりました。今後ご近所での助け合いや見守りの必要性について周知し、ご近所での支え合いを促すことが重要です。

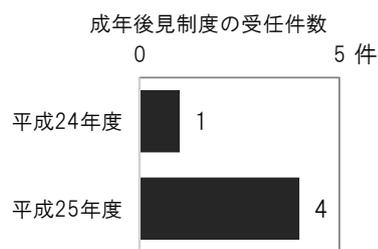
○ 後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数(30ページ)もこれに比例して増えています。また、大規模集合団地等を中心に社会的孤立に対するリスクが高まっているとみられます。一方、生活保護受給者数(27ページ)や障害者手帳交付者数(28ページ)も増加しており、地域での見守りがさらに必要となっています。

○ 児童虐待通告件数(29ページ)は、過去5年間で約1.4倍に増加しており、極端に無視する、言葉で傷つける、心に不安やおびえを与えるなど、心理的虐待ケースが半数を占めています。目に見えない虐待が増えていることから、地域での見守りが重要です。

○ 日常生活自立支援事業の契約件数、社協における成年後見制度の受任件数は、いずれも増加傾向にあり、今後も必要な方が適切に利用できるような周知が必要となります。



資料：狭山市社会福祉協議会



資料：狭山市社会福祉協議会

■協働の取り組み■

【地域住民】

- ① 虐待に気づいたら連絡しよう
虐待は隠されていることが多いため、周りの「もしかして…」という気づきが重要です。「虐待されているのでは」と気になる人がいたら、市に相談・連絡しましょう。
- ② 権利擁護事業を適切に利用しよう
自分や家族の判断能力が低下している場合をはじめ、今後、判断能力が低下していくことが予測されるときには、その人の権利を守るため、権利擁護事業（成年後見制度や日常生活自立支援事業）を利用しましょう。
- ③ 消費者被害を防ごう
消費者被害に遭わないよう、市や地域福祉活動団体から発信される事例紹介や注意事項をよく読み、被害防止に向けた知識を身につけましょう。また、消費者被害と思われるような場合は、警察に相談・連絡しましょう。

【地域福祉活動団体】

- ① 虐待防止に関する意識を広めよう
虐待の具体的事例、通報の方法、通報者に関する個人情報保護等について周知し、児童や障害者、高齢者への虐待防止に向けた意識を地域に広めましょう。
- ② 消費者被害防止に関する意識を広めよう
地域住民が消費者被害に遭わないよう、事例紹介や注意事項を通じ、被害防止に向けた意識を地域に広めましょう。

【市】

- ① 要援護世帯総合支援体制の推進（新規）

公的福祉サービスの不適合等により、さまざまな地域福祉課題を抱える世帯に対し、自助、共助、公助の適切な組み合わせにより、総合的に支援する要援護世帯総合支援体制（トータルサポート体制（TS）、62ページ）を推進します。特に、同体制を円滑に進めるため、庁内に要援護世帯総合支援会議等を設置し、要援護世帯に対する支援方針の決定、モニタリングに取り組みます。
- ② 福祉コミュニケーションサーバーの活用（新規）

健康福祉部門7課が持つ公的福祉サービス利用情報を共有するシステム福祉コミュニケーションサーバー（福祉CS、63ページ）により、特に要援護世帯から寄せられるSOSに迅速に対応するとともに、ケースワーク、各種公的福祉サービスの手続案内、災害時要援護者支援事業に活用します。
- ③ 健康福祉部門職員のスキルアップ（継続）

市の健康福祉部門職員に対し、制度理解や対人援助技術、健康福祉部門の相互連携に関する研修を実施し、そのスキルアップを図ります。
- ④ 虐待防止の強化（新規）

児童や障害者、高齢者の虐待防止に向け、広く地域住民に対し、虐待の定義をはじめ、早期発見・連絡の必要性等、意識啓発・注意喚起を促します。
- ⑤ 成年後見制度の利用促進（継続）

認知症高齢者等をはじめ、要援護者が安心して生活できるよう、成年後見制度に関する広報を行い、その利用促進に努めます。
- ⑥ 日常生活自立支援事業の利用促進（継続）

福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、円滑な利用を促進します。
- ⑦ ごみ処分問題の解消に向けた庁内検討組織の設置・検討（新規）

大量のごみを抱え、自ら処理することが困難な事例が増えている現状に鑑み、ごみ処分問題の解消に向けた庁内検討組織を設置し、検討を進めます。
- ⑧ 消費者被害防止に向けた意識啓発（新規）

消費者被害を受ける高齢者等が増加していることから、被害防止に向けた意識啓発を図るとともに、警察をはじめ、地域福祉活動団体との連携により、高齢者等への注意喚起を行います。

【社協】

① コミュニティソーシャルワーカーの配置の検討（新規）

制度の狭間や複数の地域福祉課題により、既存の福祉サービスでは対応困難な世帯の支援に取り組めるよう、窓口相談とともに、地域に出向き、地域住民と一緒に地域福祉課題の解決に努めるようなコミュニティソーシャルワーカーの体制整備を検討します。

コミュニティソーシャルワーカー

制度のはざまや貧困・障害が絡む複合問題等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む専門職をいう。高齢者や障害者といった支援制度の枠組みにとらわれず、世帯単位で当事者の生活課題に対応するための調整役として、また、要援護世帯に対する個別支援・住民活動のコーディネート・生活課題を解決するための新たなサービスの開発等の役割が期待される。

② 社協職員のスキルアップ（継続）

社協職員に対し、地域福祉課題を発見し、対応するための各種研修を実施し、職員のスキルアップを図ります。

③ 権利擁護推進体制の整備・充実（継続）

社協による法人後見が地域におけるセーフティネットとなるよう、法人後見の受任体制の整備・拡充に努めます。また、成年後見制度の利用に至らない人については、日常生活自立支援事業で対応ができるよう事業の整備・拡充に努めます。

④ 権利擁護に関する広報の推進（継続）

成年後見制度に関する講演会や成年後見制度・日常生活自立支援事業に関する福祉出前講座等を開催するとともに、地域福祉活動団体と連携し、権利擁護に関する広報を推進します。

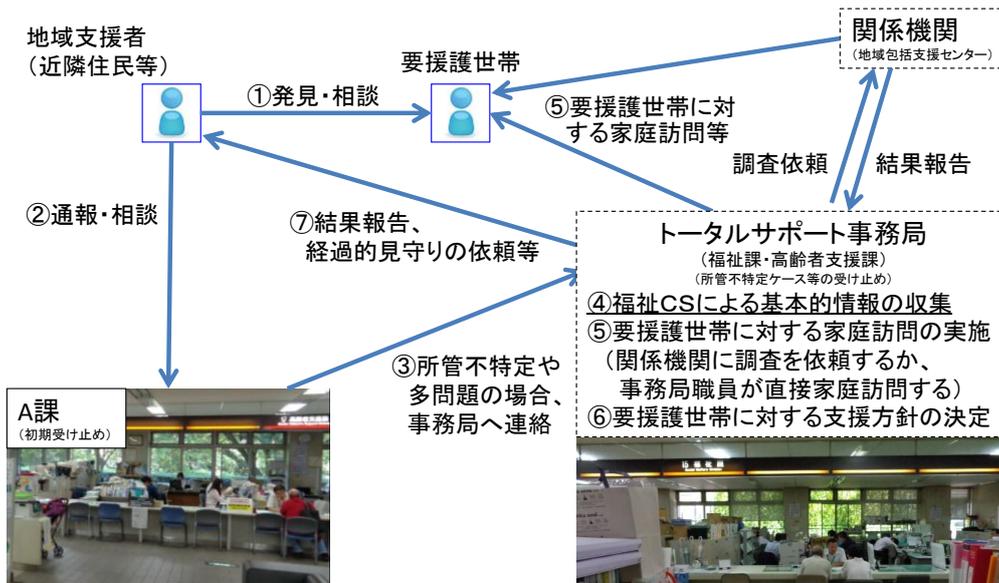
2.2.3 特に支援が必要な世帯を見守ろう

■トピックス（支援が必要な世帯に対する総合的な支援の仕組み）

狭山市要援護世帯総合支援体制（トータルサポート体制、TS）

狭山市要援護世帯総合支援体制は、公的福祉サービスの不適合等により、さまざまな地域福祉課題を抱える世帯に対し、自助、共助、公助の適切な組み合わせにより、総合的に支援するしくみです。

狭山市要援護世帯総合支援（トータルサポート）体制図



狭山市要援護世帯総合支援体制が想定する主な対象世帯

- 相談者の心情に配慮し、「市の職員に話して心が落ち着いた」と言ってもらえる体制の確立
 - 平成23年度に庁内検討組織「福祉保健業務連携ワーキンググループ」設置
 - 行田市トータルサポート体制、三郷市ふくし総合相談事業を土台に検討。
 - 同報告に基づき、福祉CSを平成25年度開発、平成26年10月から本稼働
 - 平成25年度より厚生労働省「安心生活基盤構築事業」補助金に採択される
 - 本体制を平成26年4月から仮運用。本運用に向けた課題検証中。
- | |
|---|
| (1) 引きこもり・閉じこもり
周囲との関わりの拒否、セルフネグレクト |
| (2) 社会的排除、社会的孤立
特定の者に対する偏見や差別、外国人等（コミュニケーションに隔たり） |
| (3) 公助の不適合
基準適用外（厳格な基準、私的的理由）、柔軟性（散発的、簡易なニーズ） |
| (4) 縦割りサービスの弊害
いわゆる「制度の狭間」の問題、総合的支援の視点（トータルサポート）の欠如 |
| (5) 公助につながらない潜在的ケース
利用者の価値観（行政の世話にはなりたくない）や理解困難（制度が理解できない） |
| (6) 時代の要請
精神障害者の退院移行、認知症患者急増への対応 |

狭山市要援護世帯総合支援体制で起こったこと

- 孤立に関する通報・連絡・相談
近隣住民、自治会役員、民生委員からの日常生活異変に関する通報（新聞がたまる、ホームレス、最近顔を見なくなった等）
 - 多問題を抱える世帯からの相談
生活困窮、介護と母子、病気の急性期にある世帯からの相談
 - 認知症や精神障害の病識のない方に関する相談
近隣への迷惑行為等
- TS事務局で通報や相談等を受理、福祉CSで基本的情報を収集**
- ⇒ 事務局で再度、要援護世帯の援護の必要性や緊急性について見立てる
 - ⇒ 場合によっては、地域包括支援センターや障害者相談事業所等に割り振る。
 - ⇒ 所管不特定ケースは、アウトリーチの実施（職員が家庭訪問・情報収集）
 - ⇒ 事務局で要援護世帯の支援方針を決定（または、庁内検討組織でカンファレンス）
 - ⇒ 支援方針に基づき、市と地域支援者の協働により、支援を開始（例）近隣住民の見守り、民生委員の訪問・声かけ等

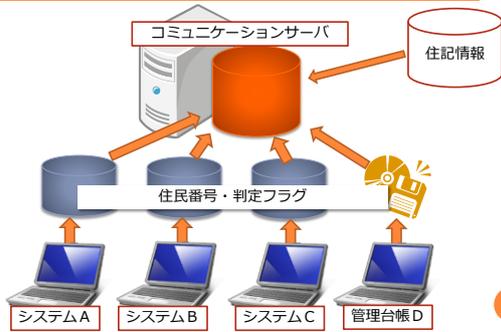
■トピックス（ICTを活用した健康福祉行政の推進）

福祉コミュニケーションサーバー（福祉CS）

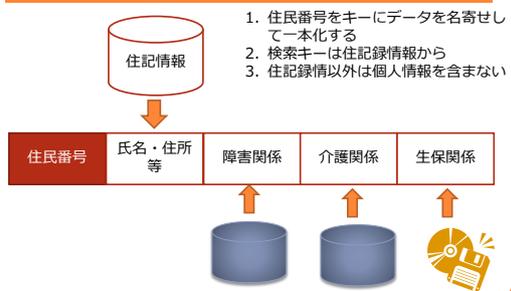
福祉コミュニケーションサーバーは、福祉課、障害者福祉課、こども課、保育課、高齢者支援課、介護保険課等が所管する公的福祉サービスの利用状況データ（生活保護、障害者手帳、児童扶養手当、保育所入所、高齢者世帯調査、要介護認定等）を福祉CSに集積・更新し、個人・世帯検索により、データが閲覧できるしくみです。公的福祉サービスに関するデータについて、所属ごとの縦割りから、個人・世帯の利用状況へと視点を変えることで、利便性の向上を図ったものです。福祉CSの活用により、要援護世帯に関する情報収集が迅速かつ正確に行えるとともに、その後の公的福祉サービス利用の助言等、支援につなげます。

また、福祉の総合化に向けた研究をはじめ、災害時要援護者支援事業に関し、福祉CSが持つデータを活用することで市民サービスの向上、災害時の迅速な助け合いにつなげていくことが可能となります。

福祉CSの生成イメージ



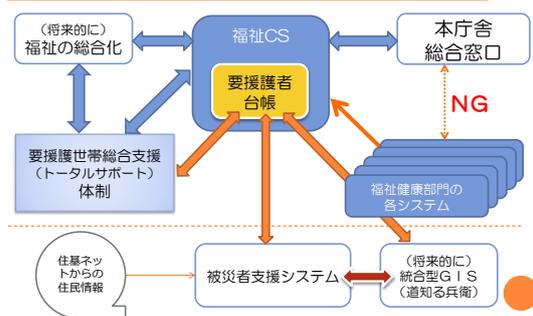
福祉CS内のデータイメージ



福祉CS 個人検索・閲覧画面イメージ



福祉CSを中心とした全体イメージ



第3章 地域福祉活動の輪を広げよう

第1節 地域福祉活動を育てよう

■ 目標 ■

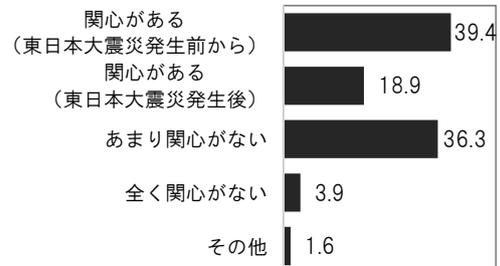
コミュニティサロンをはじめとして、地域住民が主体となった地域福祉活動が増えています。

	25年度	32年度
市の地域福祉活動環境整備事業補助金の交付を受けた累計団体数	10団体	増加

■ 現状と課題 ■

- 内閣府の市民の社会貢献に関する実態調査（平成25年度）において、ボランティア活動に対する関心の有無について聞いたところ、関心があると回答した方が58.3%となりました。このうち、18.9%の方は、東日本大震災発生後、関心を持つようになったと回答しており、ボランティア活動に対する関心は高まっています。
- 社協登録ボランティア（26ページ）における個人・団体ボランティアは、ほぼ横ばいとなっており、こうした人材や団体を育成していくことが必要です。
- 高齢化が一層進む中、ふれあいサロン（26ページ）を増やす必要があります。また、対象者を介護者や認知症患者等に特化するなど、地域福祉課題に対応したコミュニティサロンが求められます。⇒コミュニティサロンの機能別分類（67ページ）

〈国〉 ボランティア活動に対する関心の有無
0 10 20 30 40 50%



資料：市民の社会貢献に関する実態調査



コミュニティカフェ（ゆうあい）

■協働の取り組み■

【地域住民】

- ① コミュニティサロン等に参加しよう
地域で行われているコミュニティサロンや地域福祉活動に、利用者または担い手として参加しましょう。

【地域福祉活動団体】

- ① コミュニティサロンを開設しよう
さまざまな年齢層が参加でき、相互に交流ができるコミュニティサロンを開設しましょう。



コミュニティカフェ（ココベリー）



見守り活動（ささえあいグリーンハイツ）



ふれあいサロン（こぶし）



ふれあいサロン（わかば）



コミュニティカフェ（けやの森カフェ）



ふれあいサロン（すずらん北）

【市】

- ① コミュニティサロンの設立支援（拡充）
コミュニティサロンが地域に設立されるよう、地域福祉活動団体に働きかけます。
特に、地域住民を対象とした多機能型サロンの設立支援に努めます。
- ② 新規地域福祉活動団体の設立促進（継続）
地域住民等が主体となり、新たに見守り、孤立予防、生活支援サービス等をはじめとした活動を行う地域福祉活動団体の設立促進を図ります。
- ③ 新たな地域福祉活動に関する広報の推進（継続）
地域福祉活動団体による新たな地域福祉活動が広く地域住民に認知・理解されるよう、福祉関係の各種会議・研修会での事例紹介、ホームページへの掲載を推進します。

【社協】

- ① ふれあいサロン等の登録促進（継続）
設置されたコミュニティサロンが「ふれあいサロン」として登録され、地域住民への周知をはじめ、担い手のスキルアップ、団体相互の情報交換等に結び付くよう支援します。
- ② ボランティア団体等の設立支援（継続）
ボランティアスクールや地区福祉講座の修了者等が新たにボランティア団体を立ち上げる場合のサポート体制の整備・拡充に努めます。
- ③ 活動資金についての広報の推進（継続）
赤い羽根共同募金の配分や地域福祉活動団体の活動に対する民間助成金についての情報を広報し、助成金等の有効活用が図れるよう努めます。
- ④ 新たな地域福祉活動に関する広報の推進（継続）
地域福祉活動団体による新たな地域福祉活動が広く地域住民に認知・理解されるよう、広報紙やホームページによる広報を推進します。



休耕田カフェ（ジョイライフさやま）

■トピックス（地域住民の交流促進、孤立・疾病予防等の取り組み）

コミュニティサロンの機能別分類

地域住民の社会的孤立を防止するとともに、いつまでも元気にいきいきと暮らすため、地域住民有志が身近な地域に開設・運営する「誰もが気軽に立ち寄れる場」をいいます。高齢者や障害者、子育て家庭の親等、外出機会が少ないとされる方々を対象としたサロンが一般的です。

今後、認知症患者、介護者、居場所のない青少年等、特定テーマに対応したサロンも必要です。コミュニティサロンには、以下の種類があります。

(1) 多機能型サロン

広く地域住民を対象としたサロンをいいます。コミュニティカフェもこれに含まれます。

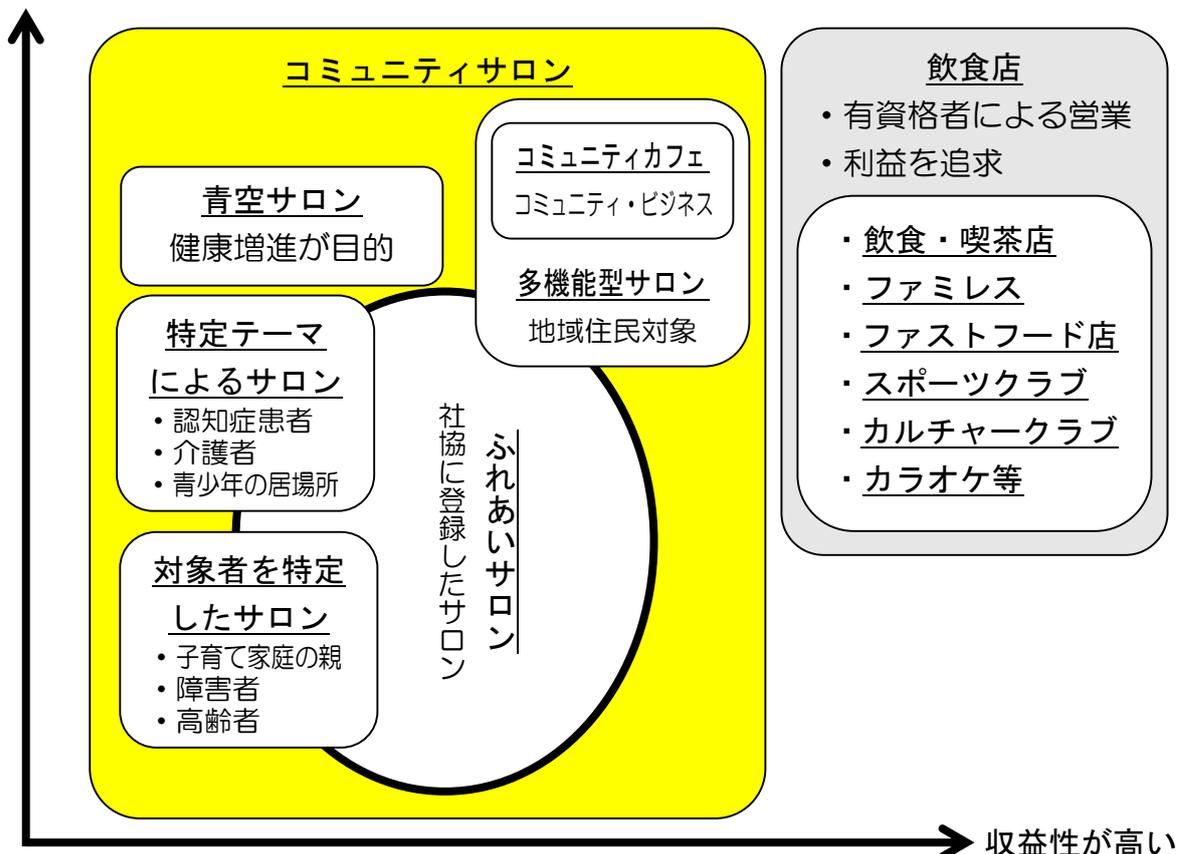
(2) サロン

高齢者や子育て家庭の親等、対象者を特定したサロンや、認知症や介護者を対象とした特定テーマに関するサロン等をいいます。

(3) ふれあいサロン

コミュニティサロンのうち、社協に登録したサロンをいいます。

世代間交流が高い



第2節 地域福祉活動の輪を広げよう

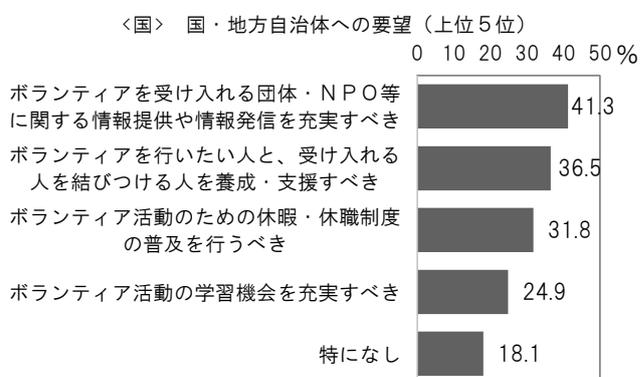
■ 目標 ■

地域福祉活動団体の相互交流・情報共有が進められることにより、その活動が高まっています。

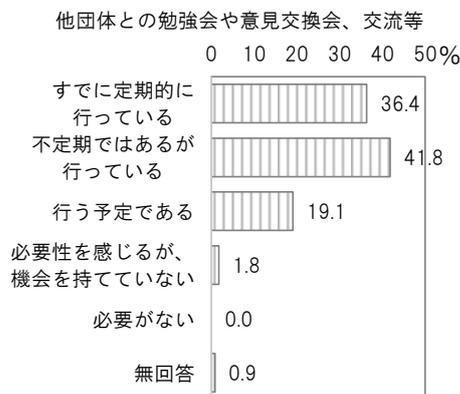
	25年度	32年度
他団体・事業者との勉強会や意見交換会、交流等を『行っている』と回答した地域福祉活動団体の割合	78.2%	増加

■ 現状と課題 ■

- 内閣府の市民の社会貢献に関する実態調査（平成25年度）において、国・地方自治体への要望について聞いたところ、「ボランティアを受け入れる団体・NPO等に関する情報提供や情報発信を充実すべき」と回答した方の割合が約4割となり、地域福祉活動団体に対する支援が求められています。
- 地域福祉活動団体アンケート調査において、他団体との勉強会や意見交換会、交流等について聞いたところ、「すでに定期的に行っている」、「不定期ではあるが行っている」と回答した方の割合が8割弱を占めました。また、他団体との交流目的について聞いたところ、「お互いが持つ情報をやりとりするため」、「お互いの活動の連携を図るため」と回答した方の割合が約7割を占めました。今後も地域福祉活動団体相互の交流・情報共有を進めていくことが必要です。

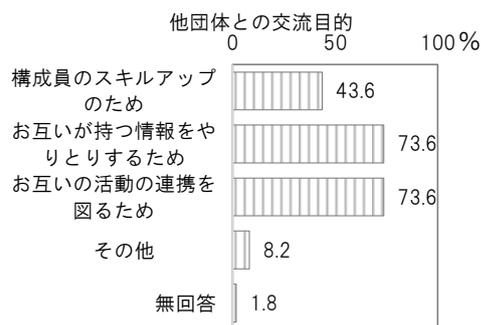


資料：市民の社会貢献に関する実態調査



□ 地域福祉団体

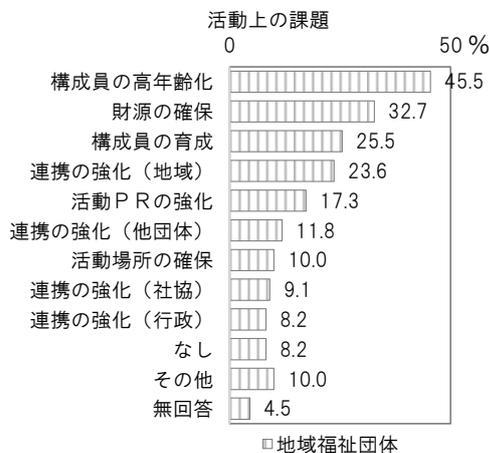
資料：地域福祉活動団体アンケート



□ 地域福祉団体

資料：地域福祉活動団体アンケート

○ 地域福祉活動団体アンケート調査において、活動上の課題について聞いたところ、「構成員の高年齢化」と回答した方の割合が4割強、次いで「財源の確保」が約3割となりました。地域福祉活動団体が抱える課題を解消していくための仕組みを整備していくことが必要です。



資料：地域福祉活動団体アンケート

■ 協働の取り組み ■

【地域住民】

① 地域福祉活動を把握しよう

地域福祉活動団体や企業、大学等による先進的な取り組みについて、市や社協等が主催するパネル展やホームページ等で把握しましょう。



復興ボランティア（西武文理大）

【地域福祉活動団体】

① 他の地域福祉活動を支援しよう

障害者団体や子育てサークル、高齢者の健康増進・いきがい支援等、地域の中で行われている地域福祉活動を支援しましょう。



秩父市での除雪ボランティア（八千代工業株式会社）

② 社会福社会館を利用しよう

地域福祉活動拠点である社会福社会館を利用しましょう。

③ 他の地域福祉活動団体と交流しよう

見守りや孤立予防、生活支援サービス等の各種の地域福祉活動団体が集まる研究会や各種ネットワークに参加することにより、地域福祉活動団体間の交流や情報共有、先進事例検討、構成メンバーのスキルアップを行いましょう。



ボランティア部の活動（秋草学園高等学校）

【市】

- ① 地域福祉活動推進研究会の設置（新規）
地域住民主体による地域福祉活動をさらに高めるため、地域福祉活動者の学びと交流の促進を図ることを目的とした地域福祉活動推進研究会を設置します。
- ② 地域福祉活動団体に対する支援（継続）
障害者団体や子育てサークル、高齢者の健康増進・いきがい支援等、地域住民主体による各種の地域福祉活動団体の活動を支援します。
- ③ 社会福社会館の利用促進（継続）
社会福社会館が地域福祉活動団体にとってさらに活動しやすい施設となるよう、社会福社会館の利用促進に向けた環境整備に努めます。
- ④ 先進的な地域福祉活動に関する情報発信（継続）
地域福祉活動団体をはじめ、企業や大学等による先進的な取り組みが広く地域住民に認知・理解されるよう、福祉関係の各種会議・研修会での事例紹介、パネル展の開催、ホームページへの掲載等の情報発信に努めます。

【社協】

- ① ネットワークを活用した地域福祉活動団体に対する運営支援（継続）
ふれあいサロンのネットワークや無償・有償のボランティアのネットワークを活用し、運営ノウハウの蓄積を図るなど、地域福祉活動団体に対する運営支援の推進に努めます。
- ② 当事者団体への活動支援と交流促進（継続）
子育て、介護、障害等、お互いの経験をもとにした相談や地域福祉課題の解決に向けた取り組みを行う当事者団体への活動支援をするとともに、当事者団体相互の交流の促進に努めます。
- ③ 無償・有償のボランティアに関する総合的需給調整の推進（継続）
ボランティアセンターの機能強化のため、無償・有償のボランティアに関する需給調整が効果的に行われるよう総合的な需給調整の推進に努めます。
- ④ 支部地域福祉活動計画の推進（新規）
支部地域福祉活動計画の推進のため、支部社協と連携し、支部地域福祉活動計画の進行管理に努めます。
- ⑤ 地域福祉懇談会（地域福祉意見交換会）の開催（新規）
地域または地域住民が抱える福祉課題を共有し、その解消や緩和に向け、支部社協の圏域において、次期地域福祉推進計画作成のため地域福祉懇談会（地域福祉意見交換会）を開催します。

■トピックス（地域福祉活動者の学びと交流の場）

地域福祉活動の推進に向けた研究会の設置イメージ

内容	地域福祉活動者の学びと交流の促進を図る 1. 地域福祉活動に関する先進的事例研究 2. 地域福祉活動者のスキルアップ 3. 地域福祉活動団体相互の交流または情報共有 4. その他、地域福祉活動の推進に関すること。
回数・時間	年6回（隔月第2土曜日午後を予定） 1回あたり2時間（式10分、講演80分、ふりかえり30分）
場所	狭山元気プラザ（予定）
企画・立案	地域住民や学識経験者等で幹事会を設置し、年間計画を策定。
事務局	市（福祉課）及び社協の合同事務局とする。 合同事務局が会場・講師調整、参加者募集、アンケート調査等を担う。
講師（想定）	地域福祉活動実践者をはじめ、学識経験者、社会福祉事業者、行政職員等
メンバー（想定）	地域住民をはじめ、さやま市民大学受講生や地域福祉活動者等が対象となる。メンバーとしての事前の登録は必要としない。 ・地域住民、住民が主体となった地域福祉活動団体の役員等 ・事業者（企業、NPO法人、介護保険事業者、相談支援機関職員等） ・地縁団体（自治会、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会役員等） ・学識経験者（福祉系大学教員、教育関係者等） ・職員（市、社協）



狭山元気プラザ

第3節 地域福祉活動団体に協力しよう

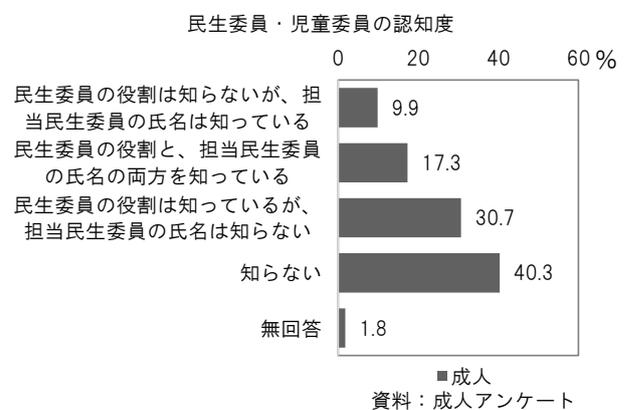
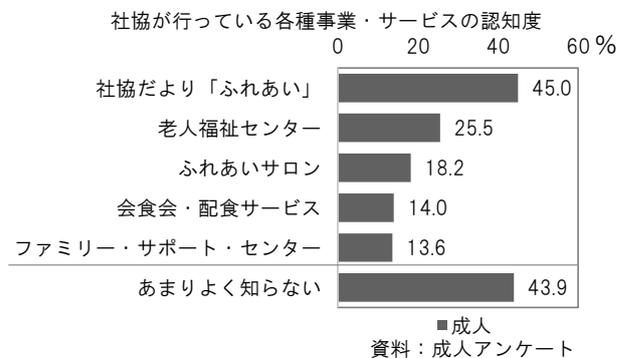
■ 目標 ■

自治会や民生委員・児童委員、支部社協等の活動を理解し、協力する地域住民が増えています。

	25年度	32年度
民生委員・児童委員の役割を知っていると回答した方の割合	48.0%	増加

■ 現状と課題 ■

- 成人アンケート調査において、社協が行っている各種事業・サービスの認知度を聞いたところ、「あまりよく知らない」と回答した方の割合が4割以上となっています。
- 成人アンケート調査において、民生委員・児童委員の認知度について聞いたところ、「知らない」と回答した方の割合が約4割となりました。一方、「民生委員・児童委員の役割 (73 ページ) と担当民生委員・児童委員の氏名の両方を知っている」は17.3%にとどまっています。
- 成人アンケート調査において、現在行っている地域活動 (46 ページ) について聞いたところ、「自治会活動」と回答した方の割合が最も多くなりました。一方、自治会加入率 (26 ページ) は、自治会加入のメリットがないと考える人の増加等を背景として微減傾向となっています。



■協働の取り組み■

【地域住民】

- ① 地域福祉の要を担う団体を理解しよう
 地域福祉活動に取り組む、自治会や民生委員・児童委員、社協の意義や役割について理解しましょう。⇒自治会の役割、民生委員・児童委員の役割
- ② 自治会に加入しよう
 最も身近な地域コミュニティを担う自治会に、加入しましょう。また、自治会内での交流を深めるため、自治会行事に参加しましょう。

【地域福祉活動団体】

- ① 地域福祉の要を担う団体の活動に協力しよう
 地域福祉の要を担う自治会や民生委員・児童委員、社協の活動に協力しましょう。

自治会の役割

自治会は、地域に住む人が、安心して子育てができ、子どもが遊び、高齢者や障害者も不安を持たずに生活することができる「住みよい地域」づくりを進めるために、自主的に運営する。

お互いに助け合い、地域のさまざまな問題をみんなで考え、解決するための活動を行う。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、給与や報酬の支給を受けない特別職の地方公務員で、地域住民に何か困りごとがあれば、相談支援機関につなぐ大事なパイプ役も務める等、地域における福祉活動の中心的な役割を担う。民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて次のような活動を行う。

- 福祉に関する困りごとや悩みごと等の相談
 - 支援が必要な方が公的福祉サービス等を適切に利用できるよう、相談支援機関へつなぐこと
 - 支援が特に必要な方を発見した場合の通報、行政等との連携
 - 地域住民からの申請に基づく各種証明書の交付
 - 行政からの依頼に基づく新生児・高齢者世帯の訪問調査
- ※ 民生委員・児童委員とは別に、児童福祉法に基づいて活動する主任児童委員も配置されている。

【市】

① 地域福祉活動団体への支援（継続）

地域福祉活動に取り組む自治会連合会、民児協、支部社協等の活動を支援します。

② 地域福祉活動の推進に関する広報（継続）

地域福祉活動に取り組む自治会連合会、民児協、支部社協の意義や役割について、地域住民の理解が深められるよう広報します。

③ 民生委員・児童委員の確保（拡充）

民生委員推薦会が定める方針のもと、地域福祉活動団体との連携により、民生委員・児童委員の定数確保に努めます。特に、その欠員が長期にわたって生じている地区については、候補者選出方法の見直しを図ります。

④ 民生委員・児童委員活動の見直し（拡充）

民生委員・児童委員は、法令等により、県や市、社協からの依頼事項が年々増加していることから、民児協と市職員との意見交換会を開催し、依頼事項を見直すなど、その負担軽減に向けた取り組みを進めます。

⑤ 地域福祉活動団体相互の意見交換（新規）

自治会連合会役員及び民児協役員による意見交換会を定期的で開催し、共通する地域福祉課題の解消に向け、検討を行います。

⑥ 自治会の加入促進（継続）

地域の最小単位であり、最も身近な地域コミュニティを担う自治会は、日頃はもとより災害時における迅速な助け合い組織の要となることから、地域住民の自治会加入促進に向けた広報を行います。特に、講座やシンポジウム、研修会等、地域福祉関係事業の参加者に対し、自治会加入に向けた周知に取り組みます。



新生児訪問イメージ（民生委員・児童委員）



高齢者世帯調査イメージ（民生委員・児童委員）

【社協】

① 支部社協の活動への支援（継続）

支部社協の活動に関し、福祉委員のあり方や圏域内の地域福祉活動団体との協力体制のあり方について検討し、支部社協の身近な互助機能が効果的に発揮できるよう支援に努めます。

② 民児協への支援（継続）

社協の事業で民生委員・児童委員の活動に役立つ内容について紹介をするなど、民児協への支援に取り組みます。

③ 自治会等が行う地域福祉活動への支援（新規）

地域コミュニティを担う自治会等が行う地域福祉活動を支援するため、助成制度の整備・充実に努めます。

④ 地域福祉活動団体のリーダーに対する研修支援の推進（新規）

地域福祉活動団体のリーダーに対し、それぞれの団体に応じた研修情報の提供や有償の研修参加費の助成を行うことにより、地域に先進的な福祉活動の情報を還元できる仕組みづくりに努めます。



⑤ 支部社協の事業への参加促進（継続）

支部社協が行っている事業に参加し、また、その担い手となるよう、支部社協の事業について、地域住民や関係機関に広報します。

⑥ 社協活動への理解の促進（新規）

社協の相談機能やネットワーク等の社会資源が有効に活用されるよう、社協の組織や事業展開等の現況を地域住民等にわかりやすく伝え、社協活動への理解の促進に努めます。

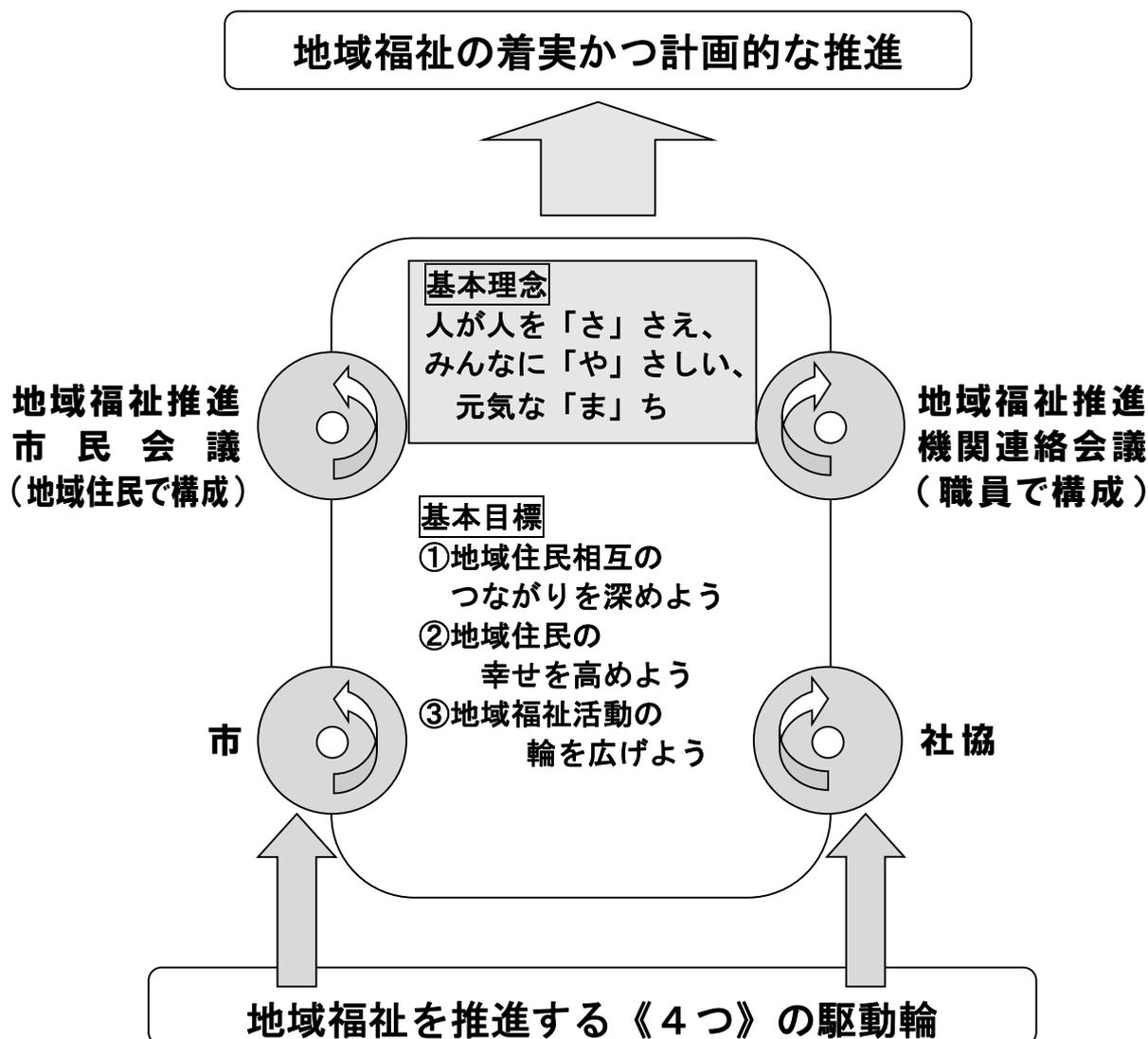


第4章 地域福祉を着実に進めるために

1. 地域福祉施策の進捗管理

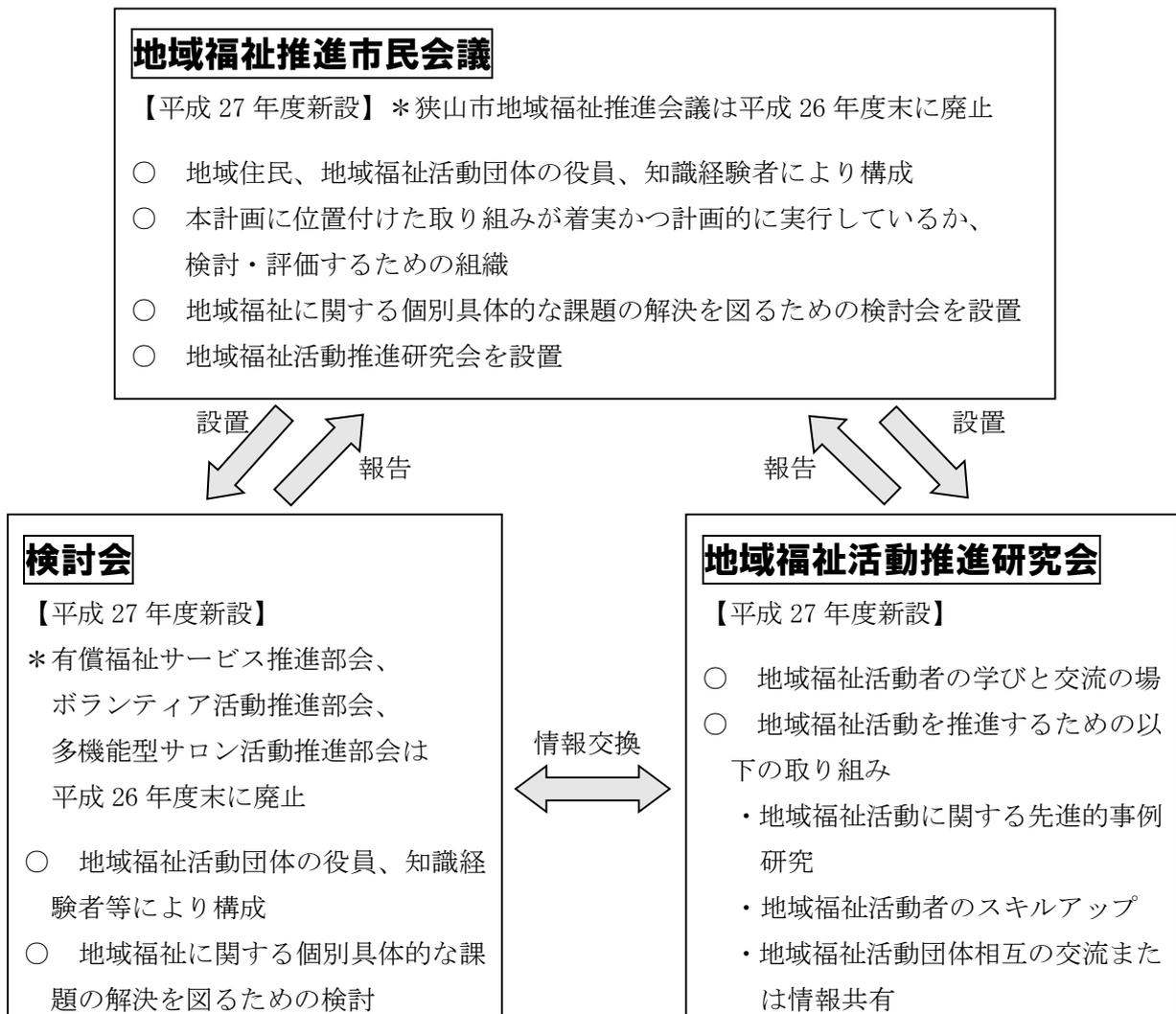
市及び社協は、本計画に位置付けた取り組みが着実かつ計画的に実行しているか、検討・評価するため、「地域福祉推進市民会議」及び「地域福祉推進機関連絡会議」を設置します。

これら両会議をはじめ、市及び社協は、いわば「地域福祉を推進する4つの駆動輪」であり、常に同じ方向に向き、かつ整合を図り、それぞれにおいて地域福祉を強力に進めます。



(1) 地域福祉推進市民会議

- 地域福祉推進市民会議（市民会議）は、地域住民、地域福祉活動団体の役員、知識経験者で構成し、市長及び社協会長が任期を定めて委嘱します。
- 市及び社協は、本計画に位置付けた各取り組み状況について、市民会議に毎年報告し、意見を求めます。
- 市民会議は、この報告があったときは、協議の上、必要に応じて市及び社協に意見を述べます。
- 市民会議での意見は、地域福祉推進機関連絡会議に報告します。
- 地域福祉に関する個別具体的な課題の解決、または地域福祉活動をさらに高めるため、市民会議の下に検討会及び研究会を設置します。



(2) 地域福祉推進機関連絡会議

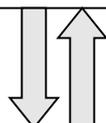
- 地域福祉推進機関連絡会議(連絡会議)は、市及び社協職員により構成し、市長及び社協会長が任期を定めて委嘱します。
- 連絡会議は、市民会議から報告があったときは、協議の上、必要な改善等を講ずるとともに、必要に応じて市民会議に報告します。
- 地域福祉に関する個別具体的な課題の解決、または健康福祉部門に関する基盤を強化するため、連絡会議の下に幹事会を設置します。

地域福祉推進機関連絡会議

【平成 26 年度新設】

- 市及び社協の管理職職員により構成
- 本計画に位置付けた取り組みが着実かつ計画的に実行しているか、検討・評価するための組織
- 地域福祉に関する個別具体的な課題の解決、または健康福祉部門に関する基盤を強化するための幹事会を設置

設置



報告

幹事会

【平成 27 年度新設】

- * 要援護世帯総合支援会議、要援護世帯総合支援体制幹事会は平成 26 年度末に廃止
- 市及び社協の実務担当職員により構成
- 地域福祉に関する個別具体的な課題の解決、または健康福祉部門に関する基盤を強化するために設置
- 必要に応じて、幹事会の下に検討会を設置し、必要な事項を協議する。

2. 地域福祉施策に係る実施状況の公表

本計画に位置付けた地域福祉施策の実施状況は、毎年市や社協の公式ホームページ等に掲載する方法により、公表するものとします。

また、本計画における計画期間の前期（平成28年度）及び後期（平成31年度）において、アンケート調査等を実施し、本計画に掲げる目標の到達状況を調査するものとします。

3. 地域福祉推進のための協働協定

市及び社協は、本計画に位置付けた取り組みを進めるにあたり、協働して進めるべき事業に関し、必要に応じて協議し、協定（約束）を締結するものとします。

また、地域福祉を推進していく上で必要な取り組みに関し、本計画にその位置付けがない場合は随時協議し、地域福祉のさらなる推進に努めます。

4. 次期計画の策定

本計画における計画期間（平成27～32年度）の満了にあたっては、関係法令等を遵守しつつ、次のとおり次期計画を策定します。

（1）平成31年度の取り組み

- 次期計画策定機関の設置
- 次期計画策定方針の制定
- 基礎調査の実施（アンケート調査、ヒアリング等）

（2）平成32年度の取り組み

- 次期計画骨子の制定
- 次期計画案の策定、パブリックコメントの実施
- 次期計画の決定

